

アフィリエイトで高額報酬!

一人暮らしの強い味方

残りわずか!早い者勝ち

寝ている間に美肌づくり

めざそう! 消費者市民

身近な事例で学ぶ!

高校生向け消費者教育教材

～授業ですぐ使えるワークシート付き～

今なら体験エステが
無料!

メディアで
話題沸騰

アイドルのメール相談しませんか?
添加物不使用

当サイトはすべて本物 個人の感想です 今だけプレゼント

レアアイテムゲット!

タイムセール開催中

寝ている間に勝手にダイエット!

リボルピングでらくらく支払い

ポイント5,000円分プレゼント!

天然素材だから安心

自宅で簡単副収入

ポイント還元

セットでお得!
期間限定!

キャンペーン期間中だけの特典!

女子高生のマストアイテム

初回限定ワンコイン

ポイント10倍

一粒にギュッと濃縮

カロリーオフ

半額クーポンプレゼント

最短即日融資で今すぐ借りる

大阪府消費生活センター

スマホでらくらく

しっかりサポート

社会経済が大きく変化する中で、消費者トラブルは多様化、複雑化しています。また、大阪府内の消費生活相談窓口には、20歳代以下の若者からも多くの相談が寄せられています。今後、民法の成年年齢が引き下げられた場合、18歳で親権者の同意がなくても契約できるようになり、高校生の消費者トラブルが増えたり、高校生が悪質商法のターゲットとなることが懸念されています。このような中、消費者として自立した判断を行うことができる若者を育成するため、学校教育の中で消費者教育に取り組む必要性が高まっています。

このたび、大阪府消費生活センターでは、高校の教職員の方々が消費者教育に使っていただける教材を作成しました。この教材は、高校生が契約など消費生活に関する基本的な知識や消費者として主体的に行動できる能力と態度を身に付けるとともに、自分の行動が社会や環境、国内外の経済に影響するという意識を持って生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民」となることをめざしています。

この教材には、消費生活相談窓口に寄せられる若者に関する事例や関連するデータを多く取り入れています。また、授業ですぐに使えるワークシートをつけており、どの題材からでも簡単に取り組めるようにしています。このワークシートは、高校生が主体的に問題を発見し、能動的に学ぶことができるとともに、同級生と意見交換しながら学習を進めることができるなど、アクティブラーニングの教材として活用していただくための工夫をしています。本教材が、貴校における消費者教育実践の一助となることを切に願っています。

最後に、本教材の作成にあたりまして、大阪教育大学の鈴木真由子教授、並びに大阪府教育庁のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

平成 29 (2017) 年 2 月

大阪府消費生活センター

平成 24 (2012) 年 12 月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、消費者教育とは「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」と定義されました。消費者が公正で持続可能な社会づくりに主体的に参加する「消費者市民社会」の考え方が明記され、これからの消費者教育が「どうしたら被害にあわないか」だけではなく、「どういう消費行動をとれば社会に貢献できるか」をめざす教育になったといえます。

大阪府では、平成 27 (2015) 年 3 月に大阪府消費者基本計画を策定し、この計画の「基本目標 3 消費者教育に関する計画的な施策の推進」を、消費者教育の推進に関する法律第 10 条に基づく府の消費者教育の推進に関する施策についての計画の性格をもつものとして、消費者教育を体系的・総合的に推進するべく取り組んでいます。また、幼児期から高齢期まで、各ライフステージにあった継続的な消費者教育が求められることから、ライフステージごとにどのような能力を身に付けることが必要とされるかをまとめた「大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）」を作成しており、本教材はこれに基づいて作成しています。

目次

はじめに	1
目的・内容・使い方	3
1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～	
指導ガイド	4
教材① 健康食品（ダイエット食品）	6
教材② 製品（カラーコンタクトレンズ）	8
2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～	
指導ガイド	10
教材③ 若者によくある消費者被害	12
教材④ 稼げないアルバイト	16
教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化	17
3. 生活の管理と契約② ～生活の設計・管理～	
指導ガイド	18
教材⑥ 奨学金制度	20
教材⑦ 社会人の生活設計と社会保障制度	21
4. 情報とメディア ～情報リテラシー～	
指導ガイド	24
教材⑧ ネットショッピングと電子マネー	26
教材⑨ 著作権・肖像権	27
教材⑩ SNS	28
5. 消費者市民社会の構築 ～持続可能な消費の実践～	
指導ガイド	30
教材⑪ 消費者市民社会ってな～に？	32
[巻末資料]	
● 関連用語集	34
● 消費者問題クイズ	36
● 大阪府内の消費生活相談窓口	37
● 参考教材一覧	38
● 大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ （ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）	40
[別冊ワークシート]	

目的・内容・使い方

目的

本書は「大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）」に基づき、高校生期に身に付けておきたい消費者問題に関する知識や考え方、実践的な態度などを授業等をとおして修得させることを目的としています。教科書にはあまり掲載されていない事例や資料などを盛り込み、解答が何とおりも想定されるような設問を多く取り入れることで、幅広い視点での思考力・判断力・行動力等を養成します。消費者教育は「家庭」や「公民」、「情報」で学ぶものと思われがちですが、本書は切り口を多様にすることで他教科や特別活動などでも活用できるよう工夫しています。教科を超えた国際理解、環境、福祉、健康など、横断的・総合的な課題についての学習活動などにもご活用ください。

内容

- ・自立した消費者の育成と消費者市民社会の構築を目的とした4つの大きなテーマ（「商品の安全」、「生活の管理と契約」、「情報とメディア」、「消費者市民社会の構築」）を5つのカテゴリーに分類し、さらに若者に関連の深い11の題材を設定し、それぞれ指導ガイド（以下「ガイド」という）と教材により構成しています。
- ・それぞれのガイドでは、カテゴリーごとに概要、指導目標、指導計画と、授業の導入・展開・まとめを掲載しています。
- ・別冊のワークシート（以下「ワーク」という）は、題材ごとに1時限に1つ、または組み合わせて活用できるよう工夫しており、時間配分も自由に設定できます。表面はコピーして生徒に配付することを想定しています。裏面はガイドの補足資料として指導上の留意点やワークの設問の解答例、ポイント、関連用語を記載していますので参考にしてください。また、どの題材からでも使えるよう、表面にはページや連番を入れず、裏面に記載しています。
- ・巻末資料には、各題材を理解するための関連用語集、ホームルームの一部など短時間でも消費者教育ができるクイズのほか、大阪府内の消費生活相談窓口、参考教材一覧、「大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）」を掲載しています。

使い方

	時間	学習内容・活動	指導上の留意点
導入	10分		
展開		各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。	
	35分	健康食品(ダイエット食品) ワーク① 教材① ・【ワーク①-①(1)(2)(3)】健康食品のイメージ、広告の特徴、摂取目的などについて意見を出す。広告で問題となった表示例は教材①-1参照。	テーマごとにどのワーク・教材を使うのかを記載しています。 ワークを1つ選び、前半を授業で、後半を宿題にして2時限で活用したり、ワーク①②を1時限に入れ込んだりするなど、時間や状況に応じて活用できます。
	35分	健康食品(カラーコンタクトレンズ) ワーク② 教材② ・教材②-1の事例を見て、カラーコンタクトレンズ装着での健康被害について確認する。	

本書に出てくるマーク



こんな活用もできます……さまざまな科目で活用できるヒントを掲載しています。



参考……ワークに必要な資料を掲載しています。



知っとこ! 事例……ワークに関連した事例を掲載しています。



ひとつとアドバイス……被害事例などにおける注意点や被害にあわないためのポイントなどを掲載しています。



ステップアップ……資料やワークで得た知識に加え、さらに詳しい情報を掲載しています。



プラスα……資料やワークで得た知識に関連したトピックや世の中の動きなどを掲載しており、状況に応じて生徒に情報提供できます。

1. 商品の安全 ～安全の理解・危険の回避～

概要	<p>「消費者基本法」で初めて明記された消費者の権利の中に、「安全が確保される権利」がある。消費者として、安全・安心な社会をつくるためには、この権利を正しく理解し、権利行使のためには消費者としての責務と役割が伴うことを自覚することが大切である。</p> <p>また、自らの安全を確保するためには情報収集、適切な選択、合理的な判断をすることが必要である。</p>		
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な暮らしを送るためには、自ら情報を求めるとともに、広告の内容をうのみにするのではなく、批判的な思考を働かせ、自分で考えて商品を選択するなど、消費者としての責務と役割があることに気づかせる。 ・商品選択や危険回避のために「表示」がつけられていることを知り、与えられた情報を読み解く力が必要であることを認識させる。 ・自主的かつ合理的な選択をするとともに、自分だけでなく周囲も安全な生活を送ることができるような知識、視点、能力を身に付けさせる。 		
指導計画	<p>[導入] 身近な消費者被害について事例を出し合う。</p> <p>[展開] 【健康食品(ダイエット食品)】【製品(カラーコンタクトレンズ)】広告などを見比べたり、健康被害発生の原因について考えたりする。表示・広告の特徴などを知り、その内容や必要とする情報が記載されているか確認する。</p> <p>[まとめ] 消費者としての安全が確保されるための権利・責任について確認し、消費者市民としての行動につなげられるようにする。</p>		
	時間	学習内容・活動	指導上の留意点
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で利用している食品・製品による健康被害・金銭的な被害などについて事例を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースで知ったものや自分の体験など、食品や生活用品に関するトラブルについて、できるだけ多くの事例が出るように自由に発表させる。
各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。			
展開	35分	<p style="text-align: center;">健康食品(ダイエット食品) ワーク① 教材①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク①-①(1)(2)(3)】健康食品のイメージ、広告の特徴、摂取目的などについて意見を出す。広告で問題となった表示例は教材①-1参照。 ・【ワーク①-①(4)】広告や表示にデメリットが必ずしも表示されないことに気づき、自分の知りたいことが書かれているかを考える。 ・【ワーク①-②】教材①-2を参照し、健康被害の原因や摂取上の注意などを考える。 ・【ワーク①-③】不適切な広告を見つけたとき、消費者市民としての行動が社会を変えることにつながりうることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ※事前に新聞や広告などを準備させる。 ・持ち寄った新聞や雑誌広告、健康食品の袋などを見比べ、見やすさ、記載の内容などについて意見を出させる。 ・「健康食品」の広告や表示に必要な情報が記載されているかを確認し、記載内容の真偽を自ら判断して利用することが必要であることを認識させる。 ・具体事例を知ることで他人事ではなく自分にも起こりうることを認識させる。業界マーク(JHFAマーク)も選択の目安になることを伝える。 ・改善に向けて行動することが社会に影響を及ぼすことを認識させる。

		製品(カラーコンタクトレンズ)	ワーク② 教材②
展開	35分	<ul style="list-style-type: none"> ・教材②-1の事例を見て、カラーコンタクトレンズ装着での健康被害について確認する。 ・【ワーク②-①(1)(2)】教材②-2、3を見て健康被害が起こる理由、10歳代の被害当事者が多いことの原因を考える。 ・【ワーク②-①(3)(4)】教材②-4を見て、健康被害には深刻なものもあることを知り、健康被害にあわないためには何に気をつけて購入すべきかを考える。また、取扱説明書の使用方法を守ることの重要性も確認する。 ・【ワーク②-②(1)(2)】自分だったらどうするか、友だちから相談されたら、どうアドバイスするかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を知り、自分にも起こりうることと認識させる。 ・購入時に注意するとともに、毎日の適切なケアが必要であることを認識させる。 ・自分や他人の被害を回復するだけでなく、公的機関や企業などに情報提供や苦情相談をするなどして声を上げることで、法改正や商品改善につながる可能性があることを認識させる。
	5分	<ul style="list-style-type: none"> ・安全を求めることは消費者の権利であり、消費者の権利行使のためには責務と役割が伴うことを理解する。 ・消費者被害の未然防止・拡大防止のために消費生活センターや企業に相談・情報提供することが重要であることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に使用している商品で健康被害にあうことがある。被害防止のためには、表示・広告を見ること、ニュースなどに関心をもつこと、使用上の注意を守ることが重要であることを気づかせる。気になることやトラブルがあったときは、相談・情報提供することが消費者市民としての行動であることを気づかせる。
まとめ			



こんな活用もできます

- ・消費者の安全について、「消費者基本法」の「安全が確保される権利」が基本になっていることを認識し、権利行使のために消費者が実践すべき責務と役割について考える……公民・家庭
- ・広告を持ち寄り、「景品表示法」に則った表示になっているかを考える……公民・家庭
- ・「○○を食べれば痩せる」など科学的根拠のないことを過大に信用する「フードファディズム」などの問題があることを理解する。また、誤った情報やデマが入り混じるインターネット情報に流されず、情報リテラシーを身に付けるには、何に注意して情報を入手すればよいかを考える……家庭・情報
- ・食品添加物、農薬、遺伝子組み換え食品などについて、メリット・デメリットを考える。国立健康・栄養研究所のウェブサイトから気になる成分について調べる……家庭
- ・事故情報データベースシステム^{*}のウェブサイトから「液体の入ったスマートフォンケースからの液漏れ」や「スポーツ用自転車の部品破損による転倒事故」「電子レンジやヘアドライヤーでの発火」など、身近な製品の使用時における事故についての事例を探し、注意点を考える……特別活動

^{*} 消費者庁と独立行政法人国民生活センターが連携して運営

教材① 健康食品（ダイエット食品）

1. 参考 こんな広告、見たことあるよね～

これまでに消費者庁が行った措置命令5件では、健康食品について、**体験談などと一緒に以下のような記載があり、著しい痩身効果が表示されていました。**

- 決して食事制限はしないでください。このバイオ菌が恐ろしいまでにあなたのムダを強力サポート
- 食べたカロリー・溜まったカロリー なかったことに…
- もうリバウンドしない『理想の姿』になりたい!!
- 私たちはたった1粒飲んで 楽ヤセしました!!
- 寝ている間に勝手にダイエット!?
- 寝る前に飲むだけで努力なし!?
- えっ!? 普通の食事のままで…!
- カロリーを気にしないって幸せ!

これらは、いずれも、表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有していなかったことから、**不当な表示とみなされました。**



「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成25年12月24日公表）では、問題となる表示例として、次のように示しています。

問題となる表示例

〔 表示の裏付けとなる合理的な根拠なく、次のような表示を行うと、景品表示法、健康増進法上、問題になります。 〕

○人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果の表示

- ・最高のダイエットサプリメント！絶対に痩せられる○○サプリ!!
- ・もう運動の心配はありません！ただ飲むだけで、だから簡単に痩せられる!!

<表示の問題点>

- ・メリットとなる情報を断定的に表示しているにもかかわらず、デメリットとなる情報が示されていない、又は消費者が認識し難い方法で表示されている場合
- ・一部の都合の良い体験談のみや体験者の都合の良いコメントのみ引用するなどして、誰でも容易に同様の効果が期待できるかのような表示がされている場合



★合理的な根拠がない効果・効能等の表示は、不当表示とみなされます。
「いわゆる健康食品」は効果・効能を表示できません。

(出典：消費者庁「消費者の皆さまへ（健康食品の表示について）」 http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140613premiums_2.pdf を加工して作成)

2. 「健康食品」での健康被害事例

事例1 健康茶

「おなかスッキリするという植物を含む茶葉を購入し飲んでいたが、効果があり過ぎる」という相談が国民生活センターに寄せられました。確認すると医薬品として使用される植物と同様の下剤作用がある成分（センノシド）が含まれているとの報告があるキャンドルブッシュが使用されていたため、同センターで市販のキャンドルブッシュを使用した健康茶を対象にテストと調査を実施しました。その結果、

- 約半数の銘柄はカップ2、3杯の量を飲むことで、医療用医薬品と同程度のセンノシドを摂取する可能性があった。
- 多量に摂取した場合、下痢になる可能性がある旨の注意表示がある銘柄はなかった。
- 『スッキリ』など便通改善をイメージさせるような広告がみられた。

などのことがわかりました。国民生活センターでは、キャンドルブッシュを含む健康茶には下剤成分が含まれ、激しい下痢を起こす場合もあること、原材料表示を確認すること、インターネット通信販売（以下「ネット通販」という）では注意が必要であることなどを消費者にアドバイスしています。

（参考：国民生活センター報道発表資料「キャンドルブッシュを含む健康茶—下剤成分（センノシド）を含むため過剰摂取に注意—」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140123_1.html を加工して作成）

▶ そのほかの事例

- 事例2 ネット通販でキャンペーン価格で酵素サプリを頼んだらアレルギー症状が発症した。
- 事例3 「便がどっさり」との新聞広告を見て注文。飲むと腹痛があり、さらに便秘した。
- 事例4 ネット通販で購入したプロテイン入りダイエット食品を摂取したら鼻血が出た。
- 事例5 ダイエット用健康食品をネットで購入。3回ほど服用したが体調を崩した。
- 事例6 ネット通販で定期コースの酵素サプリメントを注文。湿疹が出た。
- 事例7 ネット通販で海外の業者からビタミン剤を購入した。一昨日、2錠飲んだら胃と腸が痛い。

（出典：事故情報データベース http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/ から加工して作成）



ひとことアドバイス

私たちは商品を選ぶとき、表示や広告を見て判断します。しかし、表示広告にはウソの情報が記載されていることもあるので、よく吟味する必要があります。知らない成分名が記載されていたら、どんな特徴があるのか調べてみましょう。また、JHFAマーク（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）の表示があるかどうか判断基準のひとつになります。



○食事制限も運動もせず、楽しく痩せることはあり得ません。

- ・消費エネルギーが摂取エネルギーを上回らない限り、人は痩せません。
- ・適度な運動で食事制限をしながら人が痩せることができるのは、6か月間で4kgから5kg程度です。
- ・1kgの脂肪を燃焼するためには7,000kcalの消費が必要です（1時間の速歩きで300kcal消費）。
運動をしたとしても、それだけで数週間で数kg痩せるということはありません。

○もっともらしい体験談や試験結果に気をつけましょう！

- ・体験談は、単にそういう人もいたということに過ぎず、全ての人に同様の効果が得られるということはありません。
また、動物実験によって何らかの効果が期待できたとしても、ヒトに同様の効果が期待できるとは限りません。

○バランスの良い食事、適度な運動。それが健康の保持増進の大原則！

- ・健康食品で病気が治療できる、治癒するという科学的データはありません。
- ・健康食品さえ摂っていれば健康になるということはありません。
- ・不規則な生活を余儀なくされる現代人に不足しがちな栄養素を補う、それが健康食品です。

（出典：消費者庁「消費者の皆さまへ（健康食品の表示について）」 http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140613premiums_2.pdf を加工して作成）

教材② 製品（カラーコンタクトレンズ）

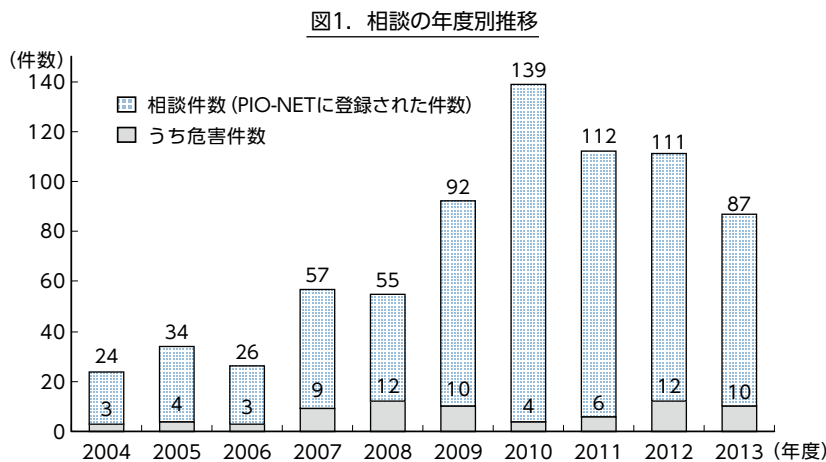
1. カラーコンタクトレンズの被害事例

- 事例1** 高校生の娘が通信販売で勝手にカラーコンタクトレンズを購入した。使用したところ目が充血した。目に障害が出るのではないかと不安である。娘に使用をやめるように説得しているが、友達も使用しているからと言ってやめようとしていない。（2013年11月受付、被害者：福岡県・10歳代・女性）
- 事例2** 中学3年生の娘が量販店でカラーコンタクトレンズをファッション用に買い、寝るとき以外は1ヵ月ずっと装着していたようだ。両目に痛みを感じ目が開けられなくなったと言うので眼科に連れて行ったら、医師に「角膜に傷がついている。失明の可能性もあるので大きな病院を紹介する」と言われた。（2013年8月受付、被害者：大阪府・10歳代・女性）
- 事例3** カラーコンタクトレンズをインターネットで購入。目が痛くて眼科に行くと言ったとレンズに沿って眼球に傷がついていると言われた。（2012年10月受付、被害者：岡山県・20歳代・女性）
- 事例4** 友達とインターネットでカラーコンタクトレンズを購入。1回目に目に入れた時には異常はなかったが、2回目に入れたら左目に眼痛、流涙があった。すぐに外して洗眼し、医療機関を受診して洗眼し薬を処方してもらったが、眼痛、流涙が止まらなかったため、別の医療機関を受診した。（医療機関ネットワーク*、2013年7月発生、被害者：16歳・女性）

（出典：国民生活センター報道発表資料「カラーコンタクトレンズの安全性」）

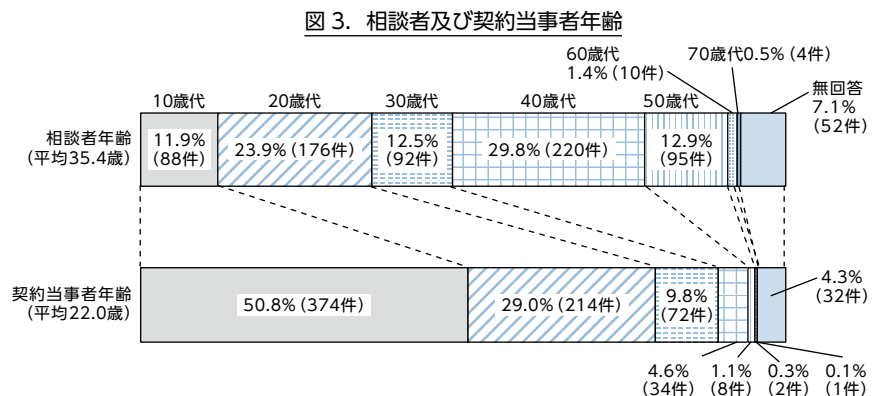
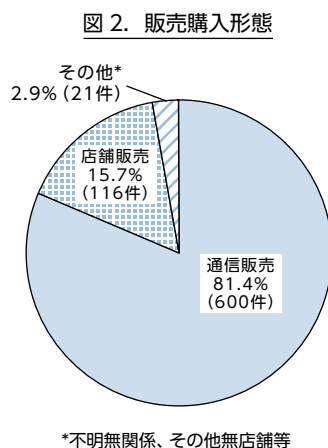
* 医療機関ネットワークは、消費生活において生命・身体被害事故にあり、医療機関を利用した被害者からの情報を収集。消費者庁と国民生活センターの共同事業。事例はPIO-NET（国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム）に登録された相談。

2. カラーコンタクトレンズに関する相談件数



注) 高度管理医療機器として厚生労働省の承認を受けたカラーコンタクトレンズは、2009年には10品目以下でしたが、2013年には300品目程度に増加しました。

3. 販売購入形態と相談者及び契約当事者年齢（2004～2013年度）



（2. 3. は、出典：国民生活センター報道発表資料「カラーコンタクトレンズの安全性」）

4. カラーコンタクトレンズを使用する際の注意ポイント

カラコン 使用前の注意ポイント

カラコンを買う前には眼科に行って検査を受けましょう。



カラコンを買う前には眼科に行って検査を受けましょう。

カラコンは厚生労働省の承認を受けた製品を買きましょう。



製品の箱と添付文書を必ずCHECK!!

カラコンを使うときは思い出そう♪

カラコン 使用開始後の注意ポイント

カラコン使用時に絶対にやってはいけないこと

つけたままで寝る



友達との貸し借り



装用期間を守らない



レンズケアをしない



カラコン使用時に絶対にやってはいけないこと

カラコンによるトラブルの多くは、使用方法に問題があるケースがほとんどです。正しい使用方法を必ず守りましょう。

眼の異常を放っておくと怖い病気になる可能性もあります。

..... 眼障害の症例



【毛様充血】



【巨大乳頭性結膜炎】
上まぶたの白いぶつぶつ



【角膜上皮障害】
角膜表面の細胞に多数のキズがついている



【角膜潰瘍】

こうなると、ちゃんと眼科に行かないと!

〇〇眼科

【参考文献】「毛様充血」「角膜上皮障害」:(公財)日本アイコン協会理事長 順天堂大学 名誉教授 金井 淳 先生
「巨大乳頭性結膜炎」: 眼病眼科 院長 稲葉 龍丸 先生
「角膜潰瘍」: 北海道大学 医学部眼科学教室 准教授 福田 昌彦 先生

カラコンは、使用方法を正しく守らないと、目の病気に至ることがあります。重い病気の角膜潰瘍になると、治療しても後遺症が残ることがあります。目の充血や異物感、痛み、まぶしさ、かゆみなどの異常を感じた時は、すぐにレンズを目からはずし、直ちに眼科医に相談するようにしてください。また定期検査もかかさずに受けましょう。

カラコン適正使用 7ヶ条

- 購入前は、眼科へ行こう
- 友達との貸し借りはやめよう
- 添付文書をよく読んで正しく使おう
- ケア用品を使ってケアしよう
- 装用期間を守ろう
- 定期検査は必ず受けよう
- 異常があったら、すぐに眼科へ行こう

(出典：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 カラーコンタクト適正使用パンフレット「eye careカラコン」 <http://www.pmda.go.jp/eyecare/pdf/pamphlet.pdf>)

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

概要	日頃、商品・サービスの購入が、契約であることを意識している人は少ない。契約に関する正しい知識をもたないまま消費生活を送ると経済的なトラブルを起こしやすい。契約・金融・経済のしくみを知り、社会構造の概要を認識することで、問題点を見つけ、トラブルにあわないための原理原則を身に付けることが必要である。		
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する基本知識を身に付けさせる。 ・【若者によくある消費者被害】【稼げないアルバイト】被害にあわないための考え方・行動、被害にあった場合の解決に向けた適切な対応ができるようにさせる。 ・【クレジットカードとキャッシュレス化】非現金決済(以下「キャッシュレス決済」という)について、合理的な使い方を考えさせる。 ・自分だけでなく周囲にもアドバイスできるような知識、視点、能力を身に付けさせる。 		
指導計画	<p>[導入] 契約とは何か、その法的効果について理解する。</p> <p>[展開] 【若者によくある消費者被害】【稼げないアルバイト】教材から知った身近な事例について意見を出し合い、被害原因を考え、被害にあわないための注意点を知るとともに、消費者市民としての行動について考える。</p> <p>【クレジットカードとキャッシュレス化】キャッシュレス決済についてのメリット・デメリットを知り、計画性のある使い方や消費者市民としての行動について考える。</p> <p>[まとめ] 契約やキャッシュレス決済の特徴について正しく理解し、消費者市民としての行動につなげることができるようにする。</p>		
	時間	学習内容・活動	指導上の留意点
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・教材③-1を見て、クイズで契約とは何かを知り、消費者の権利と義務について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口約束でも契約が成立することや一方的にやめることができないことなど、契約についての基本的な知識について認識させる。
各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。			
展開	35分	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">若者によくある消費者被害</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ワーク③ 教材③-2(1)(2)(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク③-①(1)(2)(3)】教材③-2(1)(2)(3)の被害事例を見て意見を出し合い、勧誘方法の特徴を書き出して共通点を探るとともに、トラブルにあいやすい人について考える。 ・【ワーク③-①(4)】トラブルにあわないためのポイントを出し合う。 ・【ワーク③-②】被害が多い架空請求事例を身近なものとして考え、契約の知識を再度確認し、被害にあった時の適切な対応方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害事例について自由に意見を出させる。教材事例を見て、見聞きした事例があれば発表させる。また消費者トラブルの問題点を理解させることで、勧誘された時に適切な判断ができる力を身に付けさせる。 ・相談窓口(P37参照)や未成年者取消権(P11①参照)を理解させる。 ・消費者市民として被害の拡大防止のための注意事項を理解させる。
	35分	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">稼げないアルバイト</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ワーク④ 教材④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク④-①②】教材④の被害事例を見て、問題点を書き出して共通点を探るとともに、生活への影響を考える。 ・【ワーク④-③】被害にあわないために身に付けておきたい知識・考え方や被害にあった時の適切な対応方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害事例について自由に意見を出させる。アルバイトの準備として多額の金銭負担があることに疑問を持たせる。 ・被害防止のために重要なことを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ○消費者トラブルの事例を知ること ○契約内容を理解すること ○相談窓口を知っておくこと

		クレジットカードとキャッシュレス化	ワーク⑤ 教材⑤
展開	35分	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑤-1. 2】教材⑤を見て、キャッシュレス決済のメリット・デメリットを書き出すとともに、キャッシュレス決済のトラブル、その原因について考える。 ・【ワーク⑤-3】キャッシュレス決済のトラブルについて、消費者市民としての行動を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分だけでなく家族や知人が使っているものなども思い出し、特徴を考えさせる。 ・ワーク⑤-1のメリット・デメリットからキャッシュレス決済のトラブルの原因を考えさせる。返済不能になると将来にも影響する可能性があることを認識させる。 ・デメリットも理解して使用することで、トラブルを避けるとともに、トラブルにあった際は消費生活センターなどに相談するなど次の被害を生まない行動を認識させる。
まとめ	5分	<ul style="list-style-type: none"> ・契約について正しく理解することが安全・安心な暮らしにつながることを認識する。 ・相談・情報提供することで社会へ影響をもたらすことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心に暮らすために必要な責任について認識させる。 ・消費生活センターなどに相談・情報提供することで消費者被害の未然防止・拡大防止につながることを認識させる。



こんな活用もできます

- ・「消費者基本法」から消費者の8つの権利を取りあげ、それぞれの権利とそれに伴う責任を具体的に考える……公民・家庭
- ・「消費者契約法」や「特定商取引法」で規定される取消事由があてはまる状況を考える……公民・家庭
- ・教材⑤ を参考にクーリング・オフ書面を作成する……公民・家庭
- ・インターネット上での情報の真偽について考える……情報
- ・キャッチセールスやマルチ商法などの勧誘を受けたときの断り方を考える……特別活動



未成年者の契約

未成年者は、一人では有効に法的な行為(契約など)をすることができません。未成年者は知識や経験が不十分で、判断能力が未熟であるため、保護する必要があると考えられているからです。

未成年者の契約は法定代理人(通常は親権者である父母)の同意を得なければならないものと定め、同意を得ないで契約した時は、法定代理人または未成年者本人がその契約を取り消すことができます。

未成年者が単独でできる行為には、以下のようなものがあります。

- ①単に権利を得たり、義務を免れたりする行為
- ②法定代理人が目的を定めて処分を許した財産を、その目的の範囲内で使用する場合や、目的を定めずに自由に処分を許した財産を使用する場合
- ③法定代理人が未成年者に営業活動を認めた場合
- ④結婚した未成年者が契約した場合

未成年者が自分が成年者であるとうそをついたり、保護者の同意があると偽った場合は、未成年者を保護する前提が欠くので、民法第21条「詐術」にあたりと判断され、取消できなくなることがあります。単に父母の同意を得ているかとの質問に「はい」と答える程度ではなく、人の誤認を招くような積極的な言動がある場合が「詐術」にあたりとされています。販売業者が未成年者に対し生年月日を偽るよう指導した場合は、販売業者が保護に値する相手方とはいえないので、取消ができます。

(参考：2015年版、2016年版「くらしの豆知識」(国民生活センター発行)より一部引用し編集して作成)

◇成人年齢を18歳に引き下げる民法改正案が成立すれば、これまで保護されていた18、19歳は成人として扱われるため、消費者トラブルにあった場合は、今までのような保護を受けることができなくなる可能性がある。高校在学中に契約に関する基本知識を身に付けさせることが重要である。

教材③ 若者によくある消費者被害

1. 参考 契約クイズ

ホントに

契約について 知っていますか？

Q 1

契約はどれでしょう？

1

スーパーで
大根を買う

2

病院で
診察してもらう

3

散髪屋で
髪を切ってもらう


4

友達と映画に行く
約束をする

Q 2


契約はいつ成立するでしょう？

1




① 買います
(申し込んだとき)

2




② ありがとうございます
(承諾したとき)

3



③ お金を払って商品を
受け取ったとき

4



④ 印鑑を押したとき

契約は、売り手と買い手お互いが「この商品(サービス)を〇〇円で取り引きする」と合意すれば**口約束でも成立します**。契約に違反した場合、法的な責任を取らなければなりません。


商品の受け渡しが行われなかった場合や高額なときは、契約内容を確認するために契約書を作成することもあります。いったん契約するとお互いに義務と権利が発生し、一方的に契約をやめることはできません。

契約が成立していても契約時に


- ・突然家に来た(電話がかかってきた)
- ・ウソを言われた
- ・絶対損しないとされた
- ・営業員が帰ってくれなかった(帰してくれなかった)
- ・怖い思いをした

…などの場合は契約を取り消せることがあります。

・商品(サービス)を受け取る権利



・商品(サービス)を渡す義務



・お金を払う義務

・商品(サービス)を受け取る権利

クイズの答え：①1. ②3. ③2. ④4.

契約についてわからないことがあったら裏面の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

(出典：大阪府消費生活センター「契約についてホントに知っていますか?」)

2. 若者によくある相談事例(1)

事例1 キャッチセールス

街で「化粧品のアンケートです。協力してもらおうと、お礼に体験エステが無料でできます」と声をかけられた。店舗について行くと「このままでは肌がボロボロになる。キャンペーン中で月々5,000円でエステを受けられる」と勧誘された。自宅から遠く高価なので何度も断ったが、しつこく言われ、このままでは帰れないと思って契約した。解約したい。



ひとことアドバイス

- 知らない相手をむやみに信用してついて行ってはいけません。
- アンケートなどで個人情報を安易に教えないようにしましょう。
- 勧誘されてもいらないものはきっぱり断りましょう。
モデル・タレントのスカウトを装ったり、販売目的を隠して絵画展に誘ったりするキャッチセールスの勧誘などの事例もあります。

事例2 デート商法

SNSに知らない女性からメッセージがあり、やりとりするうちに仲よくなった。送られた写真もかわいかったので2人で会うことになった。その女性がデザインした指輪を見てほしいと言われ、初めて会ったその日に事務所に連れて行かれた。「お揃いでつけよう」と言われたので、高額だったがしかたなく購入した。その後、アカウントが消えていて連絡が取れなくなった。だまされているのか。



ひとことアドバイス

SNSやメール、間違いを装った電話がきっかけで出会い、デートのふりをして高額な商品を購入させられることがあります。知らない人からの誘いには、十分注意しましょう。



ステップアップ

クーリング・オフ

- クーリング・オフは、消費者と事業者間における情報量や交渉力などの格差による消費者被害を救済するためにできた制度です。訪問販売やキャッチセールス、マルチ商法などにおいて、いったん契約した場合でも一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できます。
- 訪問販売やキャッチセールスなど不意打ち性がある契約や、仕事を提供すると言って商品を購入させるマルチ商法などの複雑な取引が対象となっています。
- クーリング・オフすると、契約は初めからなかったことになり、受け取った商品の返還も事業者の負担で行われ、支払ったお金は返金されます。
- クーリング・オフ期間内は、決められた消耗品でなければ商品やサービスを消費していても一切の負担なく契約を解除できます。

クーリング・オフする際の注意点

- ・はがきは両面コピーする
- ・ポストではなく、郵便局の窓口で「特定記録郵便」で出す
- ・はがきのコピーと受領証を保管する

クーリング・オフできる期間

- 訪問販売・キャッチセールス・訪問購入など・・・8日間
- マルチ商法など・・・20日間

クーリング・オフできない場合

- 3,000円未満の商品・サービスの代金を現金で支払った
- 化粧品や健康食品などの「消耗品」を使用した
- インターネットショッピングなどの通信販売で買った

はがき記入例

契約解除通知書 ・契約日 ○年○月○日 ・商品(サービス)名 ○ ・契約金額 ○円 ・会社名 ○会社 ・担当者名 ○ 右記日付の契約を解除します。支払った金額 ○円を返金し、商品を引き取ってください。 ○年○月○日 契約者 住所・氏名	事業者の住所 株式会社○○代表者様
--	----------------------

教材③ 若者によくある消費者被害

2. 若者によくある相談事例（2）

事例3 サクラサイト商法

① 無料SNSサイトで、好きなタレントのページにリンクを張って利用していた。すると、そのタレントから直接メッセージが届き、「事務所に内緒なので別サイトでやり取りしたい」と別のサイトに誘導された。メール交換のためのポイント購入で260万円支払ったが、だまされたのか。

② 携帯電話で「在宅ワーク」と検索したところ、「男性から悩みを聞けば収入を得られる」という広告を見て、誘導されたサイトに登録した。メールの送受信は無料と書かれていたが、お金を受け取るにはポイント購入が必要と言われ、さまざまな名目でポイントを購入し続け、1週間で180万円にもなってしまった。

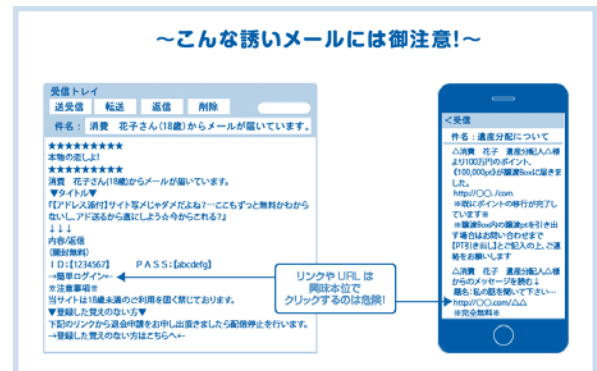


サクラサイト商法とは、メッセージのやり取りをさせ、ポイントを購入させる商法です。誘い文句は出会いを求めるもの以外にも、芸能人をサイトで励ましてほしいといった同情心を煽るものや、お金をあげるといって何らかの利益を持ちかけるものなどさまざまなパターンがあります。

- ① **出会い型** 異性との出会い・交遊を誘い文句にするなど
- ② **同情型** 悩みを持っている芸能人をサイトで励ましてほしいなど
- ③ **利益誘引型** 莫大な遺産が手に入りそうなので共同で受け取る、チーム制のネットゲームで大もうけできるなど
- ④ **その他** 「個人情報閲覧料」や「文字化け解除手数料」などの名目で金銭を詐取しようとするなど

＼被害にあわないためのポイント／

- **狙われるのは、「心の隙間」です。**
誰でも危険があることを忘れない。
- **心当たりのない電子メール等での魅力的な誘い・挑発・脅しには絶対に応じない。**
- **登録した後であっても、不審な点を感じたら毅然と関係を絶つ。**
- **身近な人の異変を感じたら、積極的に声を掛け、助言するなど救う努力を行う。**
- **支払後でも悩まず、速やかに居住地の消費生活センター、警察等に相談する。**



(出典：消費者庁ウェブサイト「サクラサイトトラブル」http://www.caa.go.jp/adjustments/internet_trouble/sakura.html を加工して作成)

「出会い系サイトへの登録
出会えない系」

コンビニのバイトに精を出す高校三年生は、ただいま彼女募集中。たまたま登録した出会い系サイトで、バイト代を浪費することになったやうなんて！

連絡ないなあ...

大阪府ウェブサイト「インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている。」も参考にしなね。
<http://www.nethigai.jp/>

2. 若者によくある相談事例（3）

事例4 ゲーム課金

① テレビで無料とCMをしているゲームサイトに、無料ならと思い、スマートフォンで登録した。本当のお金が必要だと思わず、アイテムを多数購入して遊んだ。後日、カード会社から約10万円の請求書が届いたと保護者に叱られた。

② 「カード会社からオンラインゲームの利用料金約2万円の請求があったが、なぜか」と保護者に問いただされた。ゲームの利用については友だちに教えてもらい、無断で保護者のクレジットカードを持ち出して使っていたが、年齢確認画面を16歳にするとゲームができなかったため、20歳以上と入力していた。



広告などでは「無料」が強調されていますが、アイテムなどの購入は有料になる場合があります。別途、通信費用もかかります。利用規約をよく確認してから利用しましょう。

また、オンラインゲームにクレジットカードを使用するなど、たとえ家族であっても、他人のクレジットカードを使うことは不正使用です。

未成年者取消権について

未成年者は社会経験が浅く未熟なため、契約を取り消すことができます。

ただし、以下の場合は契約を取り消すことができません。

- ① 登録時（購入時）などにウソの年齢を入力した（書いた）とき
- ② 契約金額が小遣いの範囲内の金額であったとき
- ③ 法定代理人（親など）が契約に同意しているとき
- ④ 結婚しているとき

＼被害にあわないためのポイント／

- 生年月日等の利用者情報を正しく登録する。
- パスワード等の登録情報を厳重に管理し、むやみに他人に教えない。
- 無料と有料の境目を十分見極め、有料サービスの利用時には、課金状況を随時確認する。
- 少しでも不審なことがあれば、遠慮せずに居住地の消費生活センターに相談する。



（出典：消費者庁ウェブサイト「オンラインゲームトラブル」http://www.caa.go.jp/adjustments/internet_trouble/online.html を加工して作成）



教材④ 稼げないアルバイト

知ってこよう

！ 稼げないアルバイト

事例1 友だちに売って儲ける？(マルチ商法)

先輩に「いいアルバイトの話がある。この投資用教材ソフトを買えば大儲けできる」と誘われた。このソフトの値段が60万円と高額だったので断ると「消費者金融で借りればよい。儲かるからすぐに返せる」と言われ、セミナーに参加した。セミナーでは、ソフトを友人に紹介して買ってもらえば紹介料10万円がもらえると説明された。しかし、実際には誰も買ってくれず、友人たちとは疎遠になってしまった。借金も払えず、どうしたらいいか困っている。



ひとことアドバイス

身近な人から勧誘され、断れないまま友人を勧誘してもうまくいかず、借金だけが残ることが多いのがマルチ商法です。大学生から多くの被害相談があります。儲かるしくみが理解できなければ断りましょう。借金までして契約すると、多重債務に陥ることもあります。また、友人を失ってしまう場合もあります。

事例2 インターネットで簡単 副収入？(アフィリエイト・ドロップシッピング)

インターネットでアルバイトを探していたら「簡単な作業で誰でも儲かる」「自宅で開業」と書かれていたので問い合わせた。仕事の説明は受けたが、仕事に必要なサイト開設費用やサポート料などが30万円と高額だったので断った。しかし、「絶対儲かるからすぐに元が取れる」と言われ、よくわからないまま、消費者金融で借金を契約した。説明では文字入力だけと言われていたのに、商品が売れないと収入にならないと言われた。借金が返せないのをやめたい。



ひとことアドバイス

求人情報やインターネット上で「簡単な副収入」「誰でも儲かる」などの甘い言葉で、アフィリエイトやドロップシッピングの広告が出ています。

「アフィリエイト」とは「自分でサイトを開設し、そこでスポンサー業者の商品やサービスの広告を出し、それを見た人がスポンサー業者のサイトを訪れたり、契約したりすれば広告報酬がもらえる」というものです。「ドロップシッピング」とは「自分が開設しているサイトでスポンサー業者の商品やサービスの広告を出し、それを見た人から直接注文を受け付け、商品発送や在庫管理はスポンサー業者が行う」というものです。

しかし、誰もが簡単に収入を得られるわけではなく、必要経費として高額な登録料や情報商材などの費用を負担させられたうえに、ほとんど収入にならないという被害相談も少なくありません。知人やSNSで知り合った人から誘われるというマルチ商法的な勧誘も多く、大学生など若者の被害が多いのが最近の特徴です。収入を得る前に高額な負担を強要するものには注意が必要です。マルチ商法同様、友人をなくし、多重債務に陥る恐れもあります。簡単に収入を得る方法はないことを心に留めておきましょう。

教材⑤ クレジットカードとキャッシュレス化

参考 キャッシュレス決済の特徴

①クレジットカード

カード発行会社加盟店で、商品やサービスを購入するとき、提示することにより現金を支払うことなく物やサービスを購入することができるカードのこと。

クレジットが信用を意味するように、利用者の社会的な信用に基づいて利用者とカード会社の間に契約が結ばれ、カード会社が利用者にとって代金を支払いを行っている。利用者はカード会社に借金をしたことになる。

ルールをしっかり守って利用、管理する必要がある。

クレジットカードは、購入代金を一定期間猶予したり、分割払いが可能なクレジット機能、現金を借りることができるキャッシング機能、個人を識別する身分証明機能などを持つ。

その利便性から発行が急増し、多種多様なカードがおもに若年、中年層に利用されている。しかし、安易な利用やリボルビング払いの利用によってカード利用代金の返済が滞り、多重債務となるなどの社会問題も発生している。

②電子マネー

決済手段として用いるため現金、小切手、クレジットカードなどの媒体を電子情報化したもの。

電子マネーの種類には、電子マネーをコンピュータのメモリーに記憶させ、インターネットなどのネット上で流通させるネットワーク型と、ICカードのチップに記憶させ、ICカードの読み書きが可能な端末等を通じて流通させるICカード型がある。Suica、PASMOなどの交通系カードに加え、スーパーやコンビニエンスストアで使用できるWAON、nanacoなどの流通系カード、おサイフケータイなども普及している。また、VISAカードなどのクレジットカードにも非接触型ICが搭載され、少額クレジット決済は顧客がカードを読み取り機にかざすだけで支払いが行えるような機能をもつものもある。

③プリペイドカード

商品・サービス購入に用いられる代金前払い、商品後渡し決済方式のカード。

首都圏のJRと私鉄などで使えるSuicaやPASMO、NTTのテレホンカード、図書カード、いろいろな方面に使われる電子マネーであるEdyなどがこれにあたる。Edy、Suica、PASMOなどの非接触型ICカードと、テレホンカード、図書カードなどの磁気カードがあるが、いずれも前払式証票規制法（通称プリペイドカード法）による規制を受ける。

利用者は、小銭を用意する必要がなく、割引でプレミアムがあるなど利点もあるが、カードの紛失、変形等使用できなくなった場合、カード使用者が損失をこうむる。また発行者には、固定客の確保、顧客の消費行動に関する情報の入手、代金先取りによる資金運用や代金回収の費用節約などメリットが多い。

④デビットカード

預金口座の残額や、あらかじめ定めた金額の範囲内で買い物に使用できる即時払い式のカード。

金融機関発行の場合、店舗で使用すると、オンラインで連動しているので即時に口座から引き落としがなされる。したがって、残高が不足すれば利用できない。最近では金融機関とカード会社が提携したデビットカードが、海外でも現地通貨で使用できる利便性などから普及し始めている例がある。また、デビットカードの機能をもつ交通ICカードも利用されている。クレジットカードと異なり、後日の返済ではないため、残額以上に使ってしまうことはない。

⑤モバイル決済

スマートフォンなどの端末を使って行う電子決済のこと。

クレジットカードなどの情報をアプリに登録したり、読み取り機に直接接続したりして決済する方法がある。

ID・パスワードの漏えいにより、不正アクセスの危険がある。

(上記①～④は金融広報中央委員会 知るぽると www.shiruporuto.jp 「金融用語解説」より転載。ただし「②電子マネー」は一部改変)



3. 生活の管理と契約② ～生活の設計・管理～

概要	<p>少子高齢化、人口減少、グローバル化、地球環境の悪化など多くの課題があるが、今後も社会経済環境は変化・変動して、新たな課題が出現することが予想されており、若者はそうした時代をたくましく生き抜いていく力を身に付けることが必要である。収入や価値観などに応じて、将来どのような人生を送りたいのかといったライフスタイルを自らデザインし、その実現に向けて合理的で堅実な生活を送ることができるような知識と感覚を身に付けることが重要である。</p>		
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく活用できるように奨学金制度を理解させる。 ・自分で生活設計をする力を身に付けることの大切さを認識させる。 ・収入がなくなった場合のセーフティネットについての知識をもたせる。 		
指導計画	<p>[導入] 自分の将来における資金計画について意見を出し合う。 [展開] 【奨学金制度】奨学金制度の概要を知り、利用する際のメリット・デメリット・注意点を考える。 【社会人の生活設計と社会保障制度】社会人1年目の1か月の収支をシミュレーションし、自分で生計を立てるということを実感させ、生活困窮時のセーフティネットについて理解する。 [まとめ] 自分の将来の生活設計と社会保障制度の重要性について理解する。</p>		
	時間	学習内容・活動	指導上の留意点
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・進路や将来についての希望をあげ、そのための資金計画について意見を出し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・おのおのの現時点での希望を自由に発言させる。
各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。			
展開	30分	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">奨学金制度</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ワーク⑥ 教材⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑥-1】奨学金制度に関するクイズに解答し、教材⑥を活用して理解を深める。 ・【ワーク⑥-2】奨学金のメリット・デメリットについて考える。 ・【ワーク⑥-3】奨学金の「貸与・返還シミュレーション」を体験する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の概要を教えるとともに、借金であることのリスクに気づかせる。 ・国の制度以外に民間金融機関の教育ローンもあることを伝える。 ・具体的な貸与額や返済額・返済期間等を知り、その重さを実感させる。
	30分	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社会人の生活設計と社会保障制度</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ワーク⑦ 教材⑦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑦-1】社会人に必要な1か月の支出項目・金額と希望する収入金額を表に記入する。支出項目や金額は、必要に応じて教材⑦-1①②を参考にする。 ・教材⑦-1③で雇用形態別の賃金差を確認し、将来の生活設計を想像する。 ・【ワーク⑦-2】教材⑦-2を参考に、働けなくなった場合のセーフティネットについて考える。 ・【ワーク⑦-3】自分だけでなく自分以外の視点でも社会保障制度を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・思いつく支出項目と金額、希望する1か月の収入金額を記入し、収支バランスが取れているか確認させる。事前に家庭の光熱費の領収書などを持参させてもよい。 ・国は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等の雇用対策を強く進めるとともに、男女雇用機会均等法の施行により、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を進めてきたが、非正規雇用と正規雇用、男女間の賃金格差は依然として存在することにも触れる。 ・万が一のための社会保障制度が相互扶助のためにあることを理解させる。 ・社会保険料の支払いは消費者市民としての行動につながることを理解させる。

まとめ	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・進路を考える際には、奨学金を利用するかどうかも含め保護者との相談が必要であることを確認する。 ・自らの将来の生活設計について、生活に必要なお金と、社会保障制度への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と奨学金シミュレーション結果の共有をすすめる。 ・生活設計と社会保障制度の重要性を理解させる。
-----	-----	--	--



こんな活用もできます

- ・貸与型の奨学金は返済しない(できない)人が増え、社会問題になっている。奨学金制度のあり方についての意見を出して話し合う……公民
- ・自分の進路希望や夢などから、ライフスタイルや経済設計などライフプランを立てる……家庭・特別活動
- ・社会保障制度が希望者だけ加入するシステムだった場合にどうなるかを考える……公民



奨学金 …… 学業を継続するために、貸与または給付されるお金

わが国では、大学や専門学校に通う学生の2.6人に1人が日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けており、大学独自の奨学金(注1)なども含めると約2人に1人が奨学金を利用しているとされる。

日本学生支援機構の奨学金には、無利子の「第一種」と、有利子の「第二種」がある。「第一種」の申込みには、高校での成績が5段階評価で3.5以上との基準や、家計の収入の基準がある。「第二種」にも、家計の収入等の基準がある。「第二種」の貸付利率(金利)は年3%が上限となっている(注2)。

第一種、第二種とも、在学中は返済(返還)は猶予され(在学中は第二種も無利子)、貸与終了(卒業等)の6か月後から返済が始まる。延滞者(3か月以上)は17万3千人、滞納額は2,491億円となっている(2014年度末)。延滞すれば延滞金利が課される(2014年4月以降は年5%)。また、3か月以上延滞すると信用情報機関に登録され、クレジットカードを作ったり、住宅ローンを借りたりすることが困難になる。督促等に応じず延滞期間が長くなれば裁判さらに強制執行などに至る。

日本学生支援機構では、返還猶予や減額返還などの措置も用意し、奨学金返還相談センターを設けている(電話0570-666-301)。また、2012年度採用者から「第一種」につき、卒業後に本人が一定の収入を得られるようになるまで、願出により返済を猶予する所得連動返還型無利子奨学金が導入された。

奨学金は、将来の夢の実現を目指して学業を継続するために非常に有益なものであるが、「貸与型」の場合はあくまでも「借金」であること(返済が必要なこと)を十分に意識する必要がある。また、家族で家計の状況や進学目的などについて早めに(高校1・2年生のうちから)話し合い、借りるに際しては条件をよく理解したうえで、必要な額だけを借りるのが望ましい。

(注1) 大学では、入学料や授業料の減免のほか、奨学金を設けている学校も多く、奨学金の中には返還を要しない「給付型」のものも多い。各大学における奨学金制度の状況は、日本学生支援機構のホームページでも紹介されている。

(注2) 「第二種」の貸付利率には、利率固定方式(貸与終了時に決定した利率が返還終了まで変わらない方式)と、利率見直し方式(返還期間中おおむね5年ごとに利率を見直す方式)がある。2015年3月の利率(この月に貸与が終了した者に対する利率)は、前者が0.63%、後者が0.10%となっている。

(金融広報中央委員会 知るぽると www.shiruporuto.jp 「金融用語解説」より転載)

◇上に記載した内容は、2016年12月現在実施されているものです。2017年度から給付型奨学金制度が創設されるなど、拡充が図られる予定です。詳しくは、日本学生支援機構ウェブサイト <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html> をご覧ください。

2016年12月22日に公表された2017年度の制度拡充の概要は、文部科学省ウェブサイト「高等教育進学サポートプラン」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/_icsFiles/afiedfile/2016/12/26/1380888_1_1.pdf をご覧ください。

教材⑥ 奨学金制度



(独)日本学生支援機構の奨学金貸与事業と教育ローンとの比較

区分	奨学金貸与事業(教育支援)	国の教育ローン(金融)	教育ローン(金融)
実施機関	(独)日本学生支援機構	(株)日本政策金融公庫	(株)三菱東京UFJ銀行
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、学生本人に対して学資の貸与を行う。	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨として、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者又は学生本人(社会人等のみ)に対して、主に入学時の費用を一括して融資する。	入学または進学の際に一度にまとめて必要となる資金需要に応えるため、保護者又は学生本人(社会人のみ)に対して教育資金を融資する。
貸付対象	学生本人(無資力)	保護者(独立して生計を維持している場合のみ学生本人)	保護者又は学生本人(社会人のみ)
貸与基準	○学力、家計〔家計支持者(世帯)の年収〕 【無利子】955万円程度 【有利子】1,207万円程度 給与取得者・私立大学・4人世帯・自宅通学 ・低所得者に優先的に貸与(無審査) ・貸与期間中の「適格認定」(大学等との連携)	○家計〔世帯の年収〕 890万円以下 (給与所得者・子供2人) (審査により融資を断られることがある)	○家計〔一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力〕 (審査により融資を断られることがある)
金額	【無利子】月額3万円、5.4万円から選択 (私立大学自宅通学の場合) 【有利子】月額3, 5, 8, 10, 12万円から選択 (大学等の場合)	一時金として 300万円以内	10万円以上 500万円以内
利息	【有利子(上限3%、在学中は無利息)】 利率見直し方式 0.40% 利率固定方式 1.22% (H24年4月現在) (財政投融資資金借入利率に連動)	固定利率： 2.55% (H24年4月現在)	変動利率： 2.775% (H24年4月現在)
返済期間	卒業後20年以内 (在学中は返還猶予)	15年以内(在学中は利子のみの返済とすることが可能)	10年以内(在学中は利子のみの返済とすることが可能)

※各機関ホームページから文部科学省作成

(出典：文部科学省「(独)日本学生支援機構(JASSO)奨学金貸与事業の概要」(2012年6月)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/052/052_01/siryou/_icsFiles/afiedfile/2012/07/17/1323448_01.pdf#search=%E5%A5%A8%E5%AD%A6%E9%87%91%E8%B2%B8%E4%B8%8E%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81 を加工して作成) (2016年12月現在)

※(独)日本学生支援機構は国の制度の実施主体

◇2017年度から奨学金制度の拡充が予定されているため、詳細は日本学生支援機構ウェブサイト (<http://www.jasso.go.jp/shogakuin/index.html>) を確認してください。

教材⑦ 社会人の生活設計と社会保障制度

1. 参考

① 年間収入階級別の1か月当たりの消費支出(単身世帯、～34歳)

(単位:円)

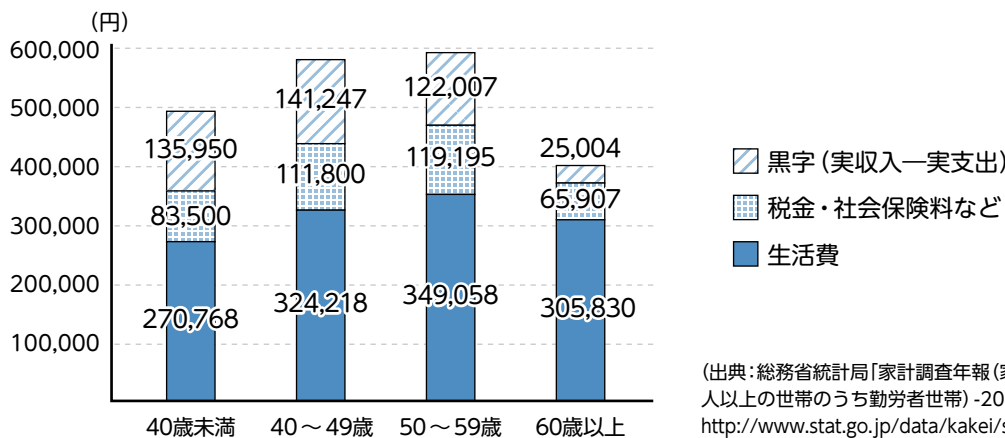
項目		年収100万円 ～200万円	年収200万円 ～300万円	年収300万円 ～400万円	年収400万円 ～500万円
消費支出	食料	31,543	37,835	45,762	52,914
	住居	17,289	15,179	27,238	30,005
	光熱・水道	11,982	12,441	11,332	11,016
	家具・家事用品	3,899	4,517	5,409	4,802
	被服及び履物	3,568	6,385	8,652	10,929
	保健医療	5,912	8,856	6,987	7,004
	交通・通信	11,389	16,560	23,353	26,093
	教養娯楽	10,909	18,131	19,478	23,040
	その他の消費支出	23,747	34,940	33,284	34,882
エンゲル係数		26.2%	24.4%	25.2%	26.4%

(出典：総務省家計調査2015年家計収支編「年間収入階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(単身世帯)」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001144507> を加工して作成)

※エンゲル係数：消費支出に占める食料費の割合

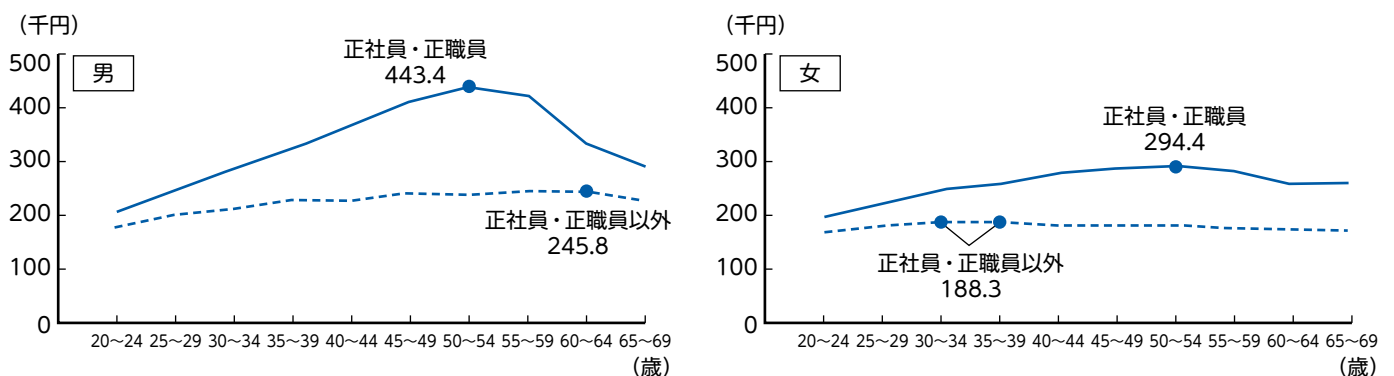
※「平成27年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」によると大学卒、高校卒の初任給は大学卒202,000円、高校卒で160,900円。

② 世帯主の年齢階級別家計収支



(出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)世帯主の年齢階級別家計収支(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)-2015年-」
<http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/pdf/gk02.pdf> を加工して作成)

③ 雇用形態・性・年齢階級別賃金



(出典：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」)

教材⑦ 社会人の生活設計と社会保障制度

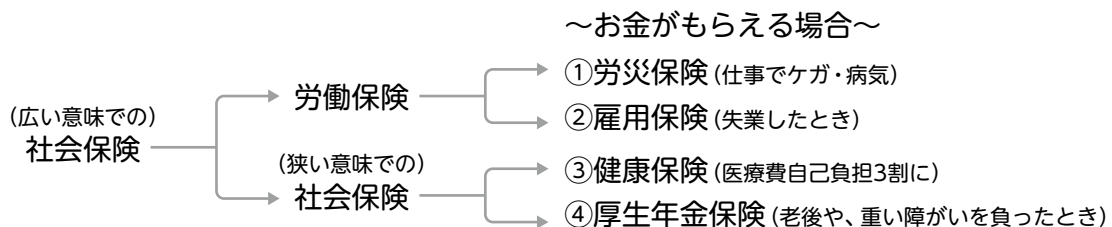
2. 参考 知っておこう社会保障

社会保障の考え方

望ましくないことが発生する可能性のことをリスクといいます。私たちの人生には、自分や家族の病気、失業、死亡など様々なリスクが潜んでおり、自立した生活が困難になるリスクを抱えています。健康で長生きすることは望ましいことですが、誰にも自分の寿命はわからないため、老後の生活費が不足するリスクもあります。また、将来の経済状況や社会状況の中には予測することが不可能な領域もあり、このような個人力だけでは備えることに限界がある生活上のリスクに対して、幾世代にもわたる社会全体で助け合い、支えようとする仕組みが社会保障制度です。

(出典：厚生労働省「社会保障教育のテキスト」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/text.pdf> を加工して作成)

働く人の権利—あなたを守る社会保険

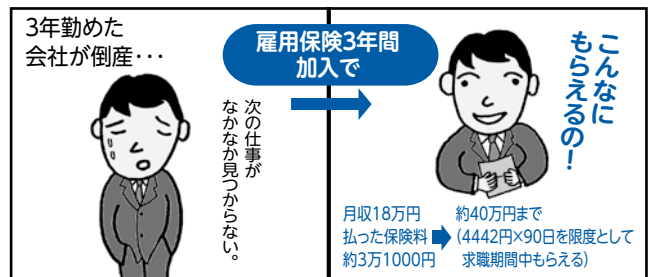


①労災保険は、雇われて働く人、全員対象！

保険料は雇い主が全部払う制度です。

仕事が原因でケガや病気になったと認められた場合
(※通勤途中の事故なども対象となります。)

- ➔ 治療費が無料になります。
- ➔ 働けなくて無給の時、給料の約8割をもらえます。



②失業中には雇用保険がもらえる！

- 失業して求職中の日数、給料の6割くらいを、3か月分くらい(※)までを限度として、月ごとにもらえます。

※勤続年数、年齢や給料の額、辞めた事情等で違います。90日分～360日分。

- 加入できる人は、週20時間以上、31日以上の雇用が見込まれる人。

※全日制の学校に通う学生は対象となりません。

- 雇用保険がもらえるのは、過去2年間で11日以上賃金支払いを受けた月が12か月以上ある人。

(ただし、解雇などやむをえずやめた場合は、過去1年間で6か月以上)

保険料は、働く人が給料の0.4%、雇い主が0.7%を支払う決まりです(平成28年度)。

③④社会保険は強制加入！

わが国では、全員が、公的な健康保険制度・年金保険制度に入らなければなりません。その中で、雇われて働く人が入れる「健康保険」、「厚生年金保険」は、そうでない人が入る「国民健康保険」、「国民年金」よりも、もらえるお金が手厚い場合が多いです。次の場合に対象となります。

- 雇い主が ➔ 法人(会社など)なら全部。個人事業主でも、いつも5人以上人を雇っている場合(飲食店、理美容など業種によっては例外となる)。
- 雇われた人が ➔ 正社員の所定労働時間の3/4以上(※)、2か月以上の契約(2か月以内の場合でも、2か月以上継続した時点で加入対象)。細かな例外あり。※平成28年10月1日から、20時間以上でも一部は対象になりました。

(出典：大阪府総合労働事務所「働くルールBOOK」(平成28年12月発行)を加工して作成)

～社会保険は強制加入ですが、一人ひとりでは支えきれないリスクを
世代を超えて社会で助け合うという大きな目的があります～

公的年金の意義

もし、公的年金制度がなければ、私たちは、自分の親が引退して所得がなくなった場合、同居や仕送りによって私的に支える必要があるでしょう。親に十分な貯蓄があれば、仕送りは不要かもしれませんが、想定外の病気により治療費を支払うなどして、予想していたよりも早く貯蓄が尽きてしまうかもしれません。

そもそも自分や自分の家族の身に何が起きるか予測することができない中で、生活のリスクに対して、個人の力だけで備えるには限界があります。さらには、現在までの歴史を振り返っても、社会経済は劇的に変動しており、今後も私たちを取り巻く社会経済がどのように変動するのかは誰にも予測できません。

日本の公的年金制度は、現役世代全員で拠出した保険料を仕送りのようにそのときの高齢者などに給付するしくみであり、こうした予測できないリスクに対して世代を超えた社会全体で事前に備えるものです。公的年金というと、高齢者が受け取るもので、生徒のみなさんは自分には関係のないものと思うかも知れませんが、公的年金制度には、老齢年金以外にも障害年金や遺族年金があります。

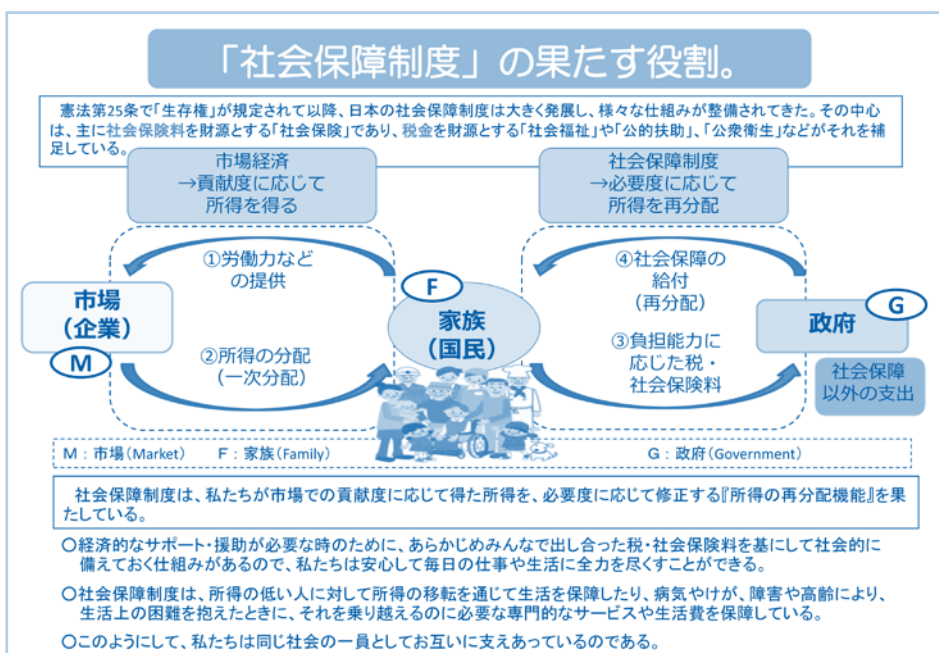
公的年金は、この仕組みにより、社会全体の賃金や物価の水準が急が上がっても、それに合わせて給付水準を引き上げることができ、一生涯にわたり実質的な価値に配慮した給付という、私的な貯蓄では不可能な老後の安定的な所得保障を行っています。そのため、私たちは、親と離れた場所で仕送りなど私的な扶養による負担なしに自らの社会生活を営むことができるとともに、50年以上先の老後に備えることができます。

また、若くして交通事故やスポーツ時の怪我で重度の障害を負って働けなくなった場合や、一家の大黒柱を失って遺族になった場合にも、年金給付を受けることができ、これらは生活を支える柱としての役割を果たしています。高齢者の方だけでなく、みなさんにも関係する大事な「支え合い」の制度なのです。公的年金は、高齢者世帯の収入の約7割を占めるようになっており、高齢者・障害者などの生活に必要な不可欠なものとなっています。

健康保険や公的年金のほかにも

- 介護保険** 加齢によって介護が必要な状態となったとき、1割の利用者負担で、サービスを受けることができる。
- 社会福祉制度** 障害者、母子家庭など社会生活を送る上で様々なハンディキャップを負っている人々が、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度(児童福祉、障害者福祉など)。
- 公的扶助制度** 生活に困窮する人々に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度(生活保護制度)で、「社会保障の最後のセーフティネット」と言われている。
- 公衆衛生制度** 人々の健康を守るための病気の予防、積極的な健康づくりを公的に行う仕組みである(感染症予防、予防接種など)。

(出典：厚生労働省「社会保障教育のテキスト」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/text.pdf> を加工して作成)



(出典：厚生労働省ウェブサイト「社会保障教育授業展開例」http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/ogikub_o_3.pdf を加工して作成)

4. 情報とメディア ～情報リテラシー～

概要	ショッピングやさまざまな情報の入手・申し込みなどもインターネット(以下「ネット」という)経由で行われることが多くなり、ネット環境は生活に不可欠なものとなっている。生徒もメールやSNSなどネットを利用して連絡を取り合うことが多くなっている。こうした生活環境の中でネットトラブルも多様化・複雑化し、被害も増加している。このような状況を踏まえ、今後さらに情報化の進展が見込まれる中、情報リテラシーやネチケット(ネットを利用するうえでのマナー・エチケット)を身に付けておくことが不可欠である。	
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット取引の基礎知識と情報を読み解く力を身に付けさせる。 ・ 知らぬ間に加害者にならないよう、ネチケットを身に付けさせる。 ・ ネットにアクセスしたことで思わぬ被害にあわないよう、その危険性を理解させるとともに、ネットを安全に利用するための注意点を理解させる。 	
指導計画	<p>[導入] ネットをどのようなことに利用しているか事例を出し合う。</p> <p>[展開] 【ネットショッピングと電子マネー】【著作権・肖像権】【SNS】事例を見て問題点や注意点などを考え、ポイントとなる言葉や制度などを理解する。</p> <p>[まとめ] ネットを利用するうえでの注意点やネット情報をうのみにせずには検証する必要性、ネットを利用することで被害者にも加害者にもなる可能性があることを理解する。さらには消費者市民として、自分だけでなく周囲の人の被害の未然防止・拡大防止のための行動をとることが重要であることを認識する。</p>	
時間	学習内容・活動	指導上の留意点
導入	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットをどのようなことに利用しているか、おのおのの利用状況を聞く。 ・ ネットトラブルにあった生徒がいれば事例を聞く。
各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。		
展開	30分	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ネットショッピングと電子マネー</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ワーク⑧ 教材⑧(教材⑤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【ワーク⑧-1】教材⑧事例1、2を見て各事例の問題点、注意点を考える。 ・ 【ワーク⑧-2】教材⑧事例3、教材⑤を見て電子マネーを利用するうえでのメリット・デメリットや注意点を話し合う。 ・ 【ワーク⑧-3】周囲の人が教材⑧事例1～3のようなトラブルにあわないために自分ができていることを考える。
	30分	<p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">著作権・肖像権</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">ワーク⑨ 教材⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【ワーク⑨-1】事例を読み、問題となることについて意見を出し合う。 ・ 【ワーク⑨-2】事例を読み、問題となることについて意見を出し合う。 ・ 【ワーク⑨-3】教材⑨を見て、著作権、肖像権それぞれについて何のために権利が守られているのかを理解する。 ・ 【ワーク⑨-4】著作権・肖像権保護における消費者市民としての行動を考える。

	30分	SNS ワーク⑩ 教材⑩	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段SNSをどのように利用しているか事例を出す。 ・ 【ワーク⑩-①】教材⑩の事例を読み、同様の事例を見聞きしたことがあれば話す。事例について感じたことや事例が自分や周囲の人、将来などにどのような影響があるか書き出す。 ・ 【ワーク⑩-②】自分や周囲の人の将来に影響を及ぼさないために自分にできることは何かを考える。 ・ 【ワーク⑩-③】SNSのやりとりを見てトラブルの原因を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒のSNS利用状況を把握する。 ・ 教材の事例とは多少違ってSNSでのトラブルを見聞きした生徒がいれば事例を出させ、感じたことを書き出させる。その事例が自分だけでなく周囲の人や将来などにどのような影響があるかも考えさせ、進学や就職、結婚など将来に影響を及ぼす可能性を指摘する。 ・ 各事例のようなトラブルにあわないための注意点を考えさせる。 ・ 対面で話をするのと文字だけのやりとりとの違いを認識させ、文字だけでは気持ちが伝わりにくいことを理解させる。
まとめ	10分	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット情報の内容の真偽を確かめる大切さを確認する。 ・ ネットの利用において、被害者にも加害者にもなる可能性があることを認識するとともに、セキュリティとネチケットを守ることでトラブルのリスクを下げることを理解する。 ・ 被害にあった場合は、居住地の消費生活センターや警察などに相談すること、同様の被害が発生しないよう周囲の人に注意を促すことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット上に投稿されたものを完全に削除することはできないので、将来に影響を及ぼす可能性があることや、個人にマスメディアのような役割をもたせるSNSを利用することで、気づかないうちに人を傷つける可能性があることを認識させる。また、ネットを利用する際には、ネチケットを守ることでトラブルになりにくくなることも認識させる。



こんな活用もできます

- ・ ネットを利用するうえで、ショッピングや情報漏えい、ハードウェアの脆弱性^{ぜいじやく}、コミュニケーションなどについての危険を回避する方法を調べ、発表する……情報
- ・ 背が高い人に「モデルみたいだね」と言うのと「ひょろっとしてるね」と言うのとでは、言われた人の印象が異なる。普段使っている言葉を相手を傷つけない言葉に置き換え、受け止められ方の違いを考える……国語
- ・ マルチ商法や内職商法がSNSを介して広がったり、出会い系サイトからSNSに移行したりするなど、SNSが悪用される場面が増えている。SNSにどのような規制が必要かを考える……公民・家庭



RMT(リアルマネートレード)

オンラインゲーム内で使う仮想通貨やアイテムを現実の金銭で売買すること。多くのゲームサイトでは禁止しているが、RMTを仲介する業者が存在し、取引が行われている。個人情報をはっきりさせないままの個人間取引だと相手を特定できず、トラブルが発生した場合、解決は困難である。個人間取引の場合、相手方が事業者でないため、商取引ではないことから、消費生活センターでは相談することができない。

RMTを禁止しているゲームサイトでRMTが見つかったら、それまで積み上げたゲーム内での経験値やアイテムなどがすべてなくなったり、アカウント停止など厳しい措置が取られることもある。また、「お金を払ったのにアイテムが届かない」などのトラブルも多発している。生徒には、事前に規約を読んで、ルールを守ることの重要性やRMTの危険性について伝えることが必要である。

教材⑧ ネットショッピングと電子マネー

知ってこト講座

！ 10歳代によくある相談事例

事例1 オンラインゲーム

無料で遊べるオンラインゲームで知り合った人から、別のゲームサイトを紹介され登録した。その日のうちに登録を取り消したが、そのサイトから「8万円を今日中に支払うように。支払わなければ法的手段に訴える」とメールがきた。



ひとことアドバイス

「無料」とうたっているゲームでもアイテムが有料である場合が多く、利用の際に通信費がかかるので注意が必要です。

また、ゲームサイトで知り合った人から別サイトを教えられても安易にアクセスしないようにしてください。架空請求サイトへの誘導者かもしれず、アカウント乗っ取りの可能性があるため、ID・パスワードも絶対に教えてはいけません。

無料だと思っていたゲームサイトから請求されたり、自分が考えていた料金と違う過大な請求をされたりした場合、連絡したり支払ったりしないようにしましょう。連絡すると電話番号やメールアドレスなどの個人情報を伝えてしまうことになり、支払うと、簡単に支払う「カモ」としてほかのサイトからも請求される可能性があります。

有料の場合、事前に有料であることがわかりやすく表示されていないとなりません。心配になったら居住地の消費生活センターに相談しましょう。

事例2 ネット通販詐欺

インターネットサイトで、ほしかったブランドのスニーカーを見つけた。キャンペーン中で、通常の半額以下だったので、売り切れないうちに、と急いでお金を振り込んだ。商品が届くとデザインや色が少し違っていた。返品しようと販売サイトにメールしても返信がない。電話番号も載っていない。



ひとことアドバイス

一般的な価格より安すぎる価格で販売されている場合はニセモノではないか、注意が必要です。

販売サイトの住所や連絡先のほか、そのサイトの評価や事業者が信用できるかなどを十分に調べてから購入しましょう。正規のサイトになりすましたサイトで注文したことによる被害もあるので、正規サイトのURLであるかも確認しましょう。支払方法でクレジットカードが利用できず、銀行振り込みのみを支払方法とし、振り込み先が個人名義の口座の場合も注意が必要です。

インターネットに限らず、通信販売はクーリング・オフ制度がありません。購入前にキャンセルや返品・交換について確認しましょう。

返品について記載があれば、それが優先されます。「返品不可」と記載されていれば返品できません。返品について記載がなければ、商品到着から8日間は送料消費者負担で返品することができます。

事例3 電子マネー

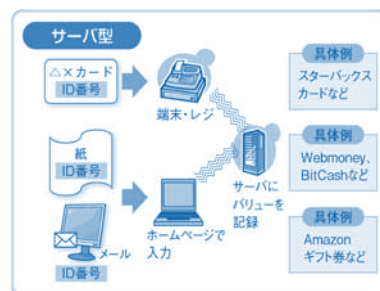
インターネットでアダルトサイトにアクセスすると、クリックしていないのに登録完了となった。「登録した覚えはない」とメールを送ったが返信がなかったので問い合わせ番号に電話した。相手の言うままにコンビニに行き、端末の前で携帯電話から指示されたとおり、アダルトサイトが保有する電子マネー（プリペイドカード）に関する数字を入力などした後、端末から出てきたレシートに記載された10万円をレジで支払った。



ひとことアドバイス

プリペイドカードとは、事前に金銭をチャージ（入金）することで、商品やサービスの支払いとして利用できるものです。カードを持つための審査がないため誰でも簡単に持てる無記名式のカードが多く、第三者にギフトとして渡すものもあります。近年、チャージした金銭をプリペイドカード発行会社が保有するサーバで管理する「サーバ型」が増えており、カードそのものがなくてもカード番号だけで利用することができます。匿名性が高いため、誰がチャージしたか・利用したかわかりません。いったんチャージした金銭を取り戻すことは大変困難です。指示された番号にチャージしたりしないようにしましょう。トラブルに気づいたら、購入を証明するレシート等を保管し、早急にプリペイドカード発行会社に連絡しましょう。悪質業者が利用する前に使用を停止することが可能な場合もあります。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、居住地の消費生活センターに相談しましょう。

(出典：国民生活平成26年11月報道発表資料 http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141118_1.pdf を加工して作成)



教材⑨ 著作権・肖像権



参考 著作権・肖像権について知っておこう

■著作権

知的財産権(知的所有権)は、工業所有権(特許など)と著作権などからなっています。工業所有権は登録しなければ権利が発生しませんが、著作権は権利を得るための手続きを必要としません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生し、以後原則として著作者の死後50年まで保護されます。

著作者の権利は、人格的な利益を保護する著作人的人格権と、財産的な利益を保護する著作権(財産権)に分かれます。著作人的人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり相続したりすることはできません。一方、財産的な意味の著作権は、その一部または全部を譲渡したり相続したりできますので、著作権は著作者だけではなく、著作権を譲り受けたり、相続した人にもあります。著作権のある著作物を、著作者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作権侵害となります。また、著作者が匿名を希望しているのに、著作物に勝手に本名をつける等をおこなうと著作者の人格権侵害となります。

ただし、例外的に「私的使用のための複製」、「引用」、「非営利目的の上演等」などの場合は、著作権を制限して著作物を自由に利用することができることになっています。

著作権侵害は被害者が告訴すれば犯罪となり、10年以下の懲役や1,000万円以下の罰金となります。なお、法人などが著作権を侵害した場合は、最高で3億円以下の罰金となります。



「自炊」代行差止等請求訴訟

書籍などの内容をスキャナーで読み取り、自分で電子データ化することを「自炊」といいます。平成24年、作家など7人が著作権の侵害だとして、「自炊」代行業者2社を相手に訴訟提起し、裁判所は複製差止めと損害賠償を業者側に命じました。

業者側は「私的複製(本の所有者が個人的に楽しむためにコピーすること)を手伝っただけで複製にあたらぬ」と主張しましたが、1審・2審とも業務として有料で行った行為であり、著作権の侵害のおそれがあるので「自炊」行為を差し止める(禁止する)必要があるとして、7人の作品について「自炊」代行の禁止と損害賠償を命じました。(東京高判平成26年10月22日著作権侵害差止等請求控訴事件 平成25年(ネ)第10089号)

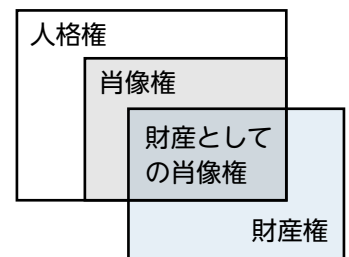
業者は上告しましたが、最高裁判所は上告を退け、代行作業の禁止を命じる判決が確定しました。

■肖像権・プライバシー権

■肖像権

他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真が無断で公表されたり利用されたりすることがないように主張できる権利です。肖像権には、人格権の一部としての肖像権と、財産権としての肖像権があります。人格権の一部としての肖像権は、アーティストやタレントに限らず誰にでも認められる権利です。一般人の写真が無断で雑誌などに掲載された場合も、人格権侵害や名誉毀損等で訴えることもできます。

財産権としての肖像権は、商品を販売する際に有名人の肖像が顧客吸引力となることで認められた権利です。



■プライバシー権

一般人が有名人かを問わず、誰でも突然断りもなく他人から写真を撮られることや、自分の過去の写真や私生活面での写真が勝手に他人の目にさらされることには、嫌悪感や恥辱を覚えます。人がそうした精神的苦痛を受けることなく日々の生活を送ることは、法的に保護されなければならないことです。したがって、写真の無断撮影や無断公開についても「人格権」や「プライバシー権」の侵害であると考えられています。

【参照】日本国憲法 第3章 国民の権利及び義務

「第13条 すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

教材⑩ SNS

知ったこと

！ 10歳代によくある相談事例

事例1 知らない人との出会い

SNSで知り合った人とやりとりするうちに親しくなり「近くに住んでいるから会おう」と言われた。自分と同じ学年で、送られてきた写真も好印象だったので会うことにした。でも、待ち合わせ場所に来たのは写真とは別人であった。



ひとことアドバイス

インターネット(以下「ネット」という)上には悪意をもち、意図的に接触してくる人がいます。やりとりを繰り返すうちに親しくなったように感じますが、相手がそのように仕向けているだけかもしれません。

また、年齢や性別、写真など本当にその人のものかどうか事前に確認することはできません。ネット上のやりとりについては、プロフィール情報や相手が書き込んだ情報をうのみにしないようにしましょう。

「恥ずかしい写真を送り合おう」と言って写真を送らせておいて、後で「写真をネットでばらまく。言うことを聞け」と脅してくることもあります。SNSを含むネット上では、鍵をかけて(公開範囲を設定して)いても、誰かがスクリーンショットを撮っているかもしれません。一度投稿すると完全に削除することは極めて困難です。

ネット上に写真を投稿することは、街中に写真を貼ることと同じだというぐらいの感覚を持って、よく考えて投稿しましょう。被害にあった場合は警察に相談しましょう。



事例2 写真の位置情報

写真を撮って日常的にSNSに投稿している。ある日、知らない人から「君は〇〇高校に通ってるんだね」というメッセージが送られてきて、その後も「今日はバイトは休みだったの?」「家で飼っている犬、かわいいね」などと送られてくるようになった。ときどき、自宅近くで不審な人を見かける。SNS上に個人情報は何も入れていないのに、気持ちが悪い。



ひとことアドバイス

スマートフォン(以下「スマホ」という)などで写真撮影をする場合、位置情報(GPSなど)がONになっていると、撮影した場所が写真に記録されます。その写真をそのまま投稿すると、位置情報がついたままになるので、撮影場所が特定され、学校や自宅などがわかってしまいます。

スマホやタブレットで写真を撮影するときは、端末の「設定」画面で位置情報をOFFにしておきましょう。

また、写真を投稿するときは、「近所の〇〇公園でお花見!」、「下校中。やっと駅に着いた」など、場所の特定が容易にできるようなコメントは避けましょう。さまざまな情報から、個人や場所を特定することができる場合があります。ストーカーの場合は警察に相談しましょう。

2017年1月3日、改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が施行され、SNSなどによる付きまといが新たに規制対象となりました。



事例3 フリーアクセスポイント

普段からパスワードなしでネットにつながるアクセスポイントで、スマホを利用している。無料だし不都合を感じないが、友だちから「フリーアクセスポイントは個人情報漏れるから危険」と教えられた。このまま使っている大丈夫か。



ひとことアドバイス

ネットにつながる場所をアクセスポイントといいます。家庭や企業などのようにセキュリティを施しているものと、誰でも使えるフリーアクセスポイントがあります。

フリーアクセスポイントはパスワードなしで利用することができますが、セキュリティ設定がないため、スマホなど端末内の情報を盗まれる恐れがあります。電話帳データ、写真、動画、メール、サイト検索履歴、買い物履歴、ID・パスワードなど個人情報が悪意のある人に漏れる可能性があるということです。

モノやサービスを売りたい企業にとって個人情報は重要です。どんな人が何に関心があるかがわかるからです。企業や悪意のある人に個人情報が漏れた場合、セールスだけでなく、架空請求などに悪用される恐れがあります。

安全性が確認できないフリーアクセスポイントは利用するかどうかよく考え、利用する際はパスワードが必要なフリーアクセスポイントを利用しましょう。また、ネットにつながる携帯ゲーム機は、高度に暗号化した接続ができないため、フリーアクセスポイントでは利用しないようにしましょう。



消費生活相談事例以外にも、
社会問題となった事例があります。

問題行動の投稿

- ❶ コンビニでバイト中、バイト仲間と一緒にアイスクリームのショーケースに入った写真を撮って投稿。
- ❷ 回転すし店で食事中、しょうゆの注ぎ口を鼻の穴に入れた写真を撮って投稿。
- ❸ 電車が来ていないときにホームから線路に降り、友人と一緒に写真を撮って投稿。
- ❹ 友人とのたこ焼きパーティーで未成年者がお酒を飲み、たばこを吸っている写真を撮って投稿。
- ❺ フォロワーを増やすために、公園の鳩をいじめている動画を撮って投稿。
- ❻ フォロワーを増やすために「10リツイート (RT) いったら裸の写真をさらす」と投稿。



ひとことアドバイス

SNSでの問題行動の投稿が社会問題になっています。①～③は現場となった店舗が廃業に追い込まれたり、その店舗から損害賠償を請求されたりするなど、ちょっとしたイタズラではすまないほど大きな問題になっています。④～⑥については、モラルや法律違反です。フォロワーが増えるのはうれしいことですが、SNSが一般的になった今、このような行為によって、大学入学や就職を取り消されることもあり、将来に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、投稿者が特定され、個人情報が公開される場合もあります。拡散されたり、まとめサイトに掲載されたりすると回収は不可能です。

ネットの世界は、現実と密接につながった世界です。現実でしてよいこと、悪いことは、ネット上でも同じです。


5. 消費者市民社会の構築 ～持続可能な消費の実践～

概要	人は日々さまざまなものを消費しながら生活している。人は皆、消費者であり、消費生活は暮らしそのものである。自分だけでなく周りの人々や将来生まれてくる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、消費者一人ひとりが社会の発展と改善に積極的に参画することが消費者市民社会の構築につながる。		
指導目標	・ 持続可能な消費について身近なところから考えを深め、自分にできることを見つけ、実生活で実践していくことができる視点、考え方を身に付けさせる。		
指導計画	<p>[導入] 文化祭の模擬店での価格設定について意見を出す。</p> <p>[展開] ・ 文化祭で模擬店を出店すると想定し、価格に含まれる要素を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段、商品を選ぶときの基準(優先順位)について意見を出し合い、その理由について考える。商品・サービスの選択には多様な基準があることを理解する。商品選択は自分自身がどのような基準を優先させるかによって決まり、販売企業への「経済的な投票行動」であることを理解する。 ・ 消費者市民としての行動のひとつであるフェアトレードのしくみや目的を知り、フェアトレード製品の購入が、自分や周囲の人、社会経済、環境などにどのような影響を与えるのかを考えるとともに、社会問題解決のために必要な視点を考える。 ・ フェアトレード以外にも考えられる消費者市民としての行動を挙げ、自分たちにできる「持続可能な消費の実践」となる行動を考える。 <p>[まとめ] 消費者市民として行動することが、環境保護や生産者の支援につながり、社会によりよい影響を及ぼすことを再確認する。</p>		
時間	学習内容・活動	指導上の留意点	
消費者市民社会ってな～に？ ワーク① 教材①			
導入	10分	・ 文化祭で模擬店を出店した経験について話し合う。	・ 模擬店で何を販売したか、何を考えて価格設定したかについて自由に発言させる。
展開	30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【ワーク①-①(1)】文化祭で模擬店を出店すると仮定し、何を販売するか、価格を決めるにあたり価格に含まれる要素には何があるか書き出す。 ・ 【ワーク①-①(2)a.b.】 a.模擬店で材料を仕入れるときの基準は何を優先するか、また、その理由についても考える。 b.普段、商品を選ぶときの基準は何を優先するか、また、その理由についても教材①-1を参考にしながら考える。 ・ 【ワーク①-②】教材①-2のフェアトレードの目的、内容と効果などを見て、商品を選ぶとき、さまざまな社会問題を改善するためにはどのような視点・考え方が必要かを書き出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売する商品は、生徒に自由に設定させ、商品の違いにより価格に含まれる要素に違いがあることを認識させる。 ・ 基準は値段や味などのほか、ブランドやフェアトレードなど多様であることに気づかせるとともに、人や状況により、基準が変わる場合もあることを認識させる。 ・ 南北問題を通じて、自分たちが消費するものの製造過程などにある社会問題に気づき、自分の消費行動が周囲の人や将来生まれてくる人、地球環境や社会経済に影響を与えうることに気づかせる。また、公正に取引された商品を

	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑩-③】教材⑩-3を参考に、日常生活の中で、持続可能な範囲で自分にもできそうな消費者市民としての行動について意見を書き出す。 	<p>購入することは、「経済的な投票行動」であり、公正な企業を育てることにつながる。安全・安心な消費生活を送ることができる社会の実現につながることも理解させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な消費を実現するための行動として、無理せず続けられる行動についてヒントを出し、考えさせる。環境や契約取引、製品の安全など、ジャンルを問わず意見を出すことで、幅広い視点に触れられるようにする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">まとめ</p>	<p>10分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民としての行動とは自分だけでなく周囲の人や将来、社会へのよりよい影響を考えて行動するということであり、消費者市民として行動することが、環境保護や生産者の支援につながり、社会によりよい影響を及ぼすことを再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で倫理的な消費行動は企業や社会をよりよい方向に導き、ひいては自身の利益に還元されることを確認する。また、倫理的消費という視点を持ち、他者・他国などの状況にも配慮することで、持続可能な消費の実践につなげられることを再認識させる。



こんな活用もできます

- ・文化祭で来場者等にフェアトレードを周知し、商品を紹介・販売する……特別活動
- ・フェアトレード商品を取り扱っていない企業に商品を取り扱ってもらうための文書を作成する……国語
- ・適正な取引をしていない商品・企業が市場に台頭すると、自分たちの生活にどのような影響があるのかを考え、その対応策を考える……公民・家庭
- ・持続可能な消費行動や視点を維持するために必要な社会のシステムやモチベーション維持のための工夫を考える(フェアトレード商品を購入するとポイントがつく など)……公民・家庭
- ・被災地や弱者の支援につながる消費行動を考え、実際に活動する……特別活動
- ・教材⑩-3 などを参考に消費者市民として自分たちにできる具体的な活動を実践する……特別活動

教材① 消費者市民社会ってな～に？

1. 参考 消費者市民の行動

大阪府

消費者市民社会ってな～に？

消費者市民の行動その①

買物をするとき、「安い」「便利」というだけで選んでいませんか？
視点を少し深く、広くすることが消費者市民への第一歩です！いつもの買い物から考えてみましょう。

**表示をよく見て
わからなかったら
調べてみよか**
(消費について、よく考えて行動しよう)

「この方が安くていいの？」

有機栽培 国産 フェアトレード 無添加

**自分が買ったもん
どうやって作られたか
考えてみよか**
(消費が持つ影響力を考えて行動しよう)

コットン畑で働く子ども

激安商品

**自分の行動が社会や
環境に悪い影響を与えて
いないか考えてみよか**
(持続可能な消費と生産、社会と
環境について考えて行動しよう)

過剰包装

消費者市民社会とは

「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

「消費者教育の推進に関する法律 第2条2項」

(出典：大阪府消費生活センター「消費者市民社会ってな～に？」)

2. 参考 フェアトレードについて

【目的】

直訳すると「公平な (fair) 貿易 (trade)」です。開発途上国で生産された作物や製品を「適正価格」で「継続取引」することにより、開発途上国における立場の弱い生産者や労働者に、より安定した収入や生活環境の改善をもたらし、その人たちの自立をめざすとともに、森林伐採や土壌汚染など環境への負荷を減らし、持続可能な環境をめざす貿易のしくみのことです。主に地球の北半球に位置する先進工業国と、南半球に位置する開発途上国との間にある大きな経済格差をなくすことを目的にスタートしました。

【内容と効果】

フェアトレード団体（輸入業者など）は生産者と一緒に商品を開発し、技術指導を行い、できあがった商品を輸入して販売します。その売り上げを生産者への支援活動や商品の仕入れ資金に使うことで、継続的に生産者の自立を支援しています。

生産者の意見を取り入れて生産地域の社会発展のために使う資金「フェアトレードプレミアム」もあります。生製品の代金とは別に支払われ、機器の購入や整備、学校や病院の建設など生産地域の環境や生産者の暮らしの改善などに使われます。



【フェアトレード製品にはこんなものが】

チョコレートやコーヒー、コットン製品などのほか、アイスクリームやサッカーボール、ウエディングドレスなどもあります。



国際フェアトレード認証ラベル

原料が生産されてから、輸出入、加工、製造工程を経て、完成品となるまでの全過程で、国際フェアトレードラベル機構が定めた基準が守られていることを証明するラベルです。



世界フェアトレード機関 (WFTO) マーク

WFTOラベルは、主たる事業として持続可能なフェアトレード活動を行っていると保証された団体によって生産・取引された製品につけられます。



生産国ではこんな問題が

児童労働

小規模な家族経営が多い農園では、子どもが労働の重要な担手になることがあります。しかし、子どもが学校に行けなかったり、農薬散布や刃物の使用などによる病気やけがなどが問題になっています。

環境破壊

先進国における急激な生産物の消費量増大は、環境破壊につながります。たとえば、農地を広げるために森林伐採が進んだり、多量の農薬散布により、土壌や水が汚染され、その地域の人々への健康被害といった問題も起こっています。

貧困

多くの生産者はその生産による収入だけで生活しているので、天候不順や需要の減少により生産量が減ると、すぐに生活に影響が出てきます。また、生産物の価格は生産地から離れた先進国で決まります。消費地での流行などによる消費状況など生産地と関係のない要因も、価格の変動に大きく関係し、生産者の生活を不安定にしています。

フェアトレード10の指針 (世界フェアトレード機関(WFTO)による)

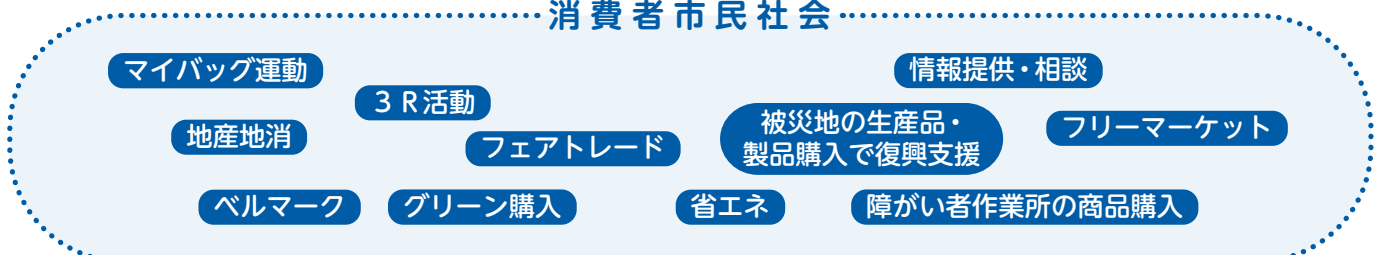
- | | | |
|-------------------|------------------------|----------------------|
| 1. 生産者に仕事の機会を提供する | 4. 生産者に公正な対価を支払う | 7. 安全で健康的な労働条件を守る |
| 2. 事業の透明性を保つ | 5. 児童労働及び強制労働を排除する | 8. 生産者の技術・能力の向上を支援する |
| 3. 公正な取引を実践する | 6. 差別をせず男女平等と組織化の自由を守る | 9. フェアトレードを推進する |
| | | 10. 環境に配慮する |

上記のほかにも企業や団体が独自の基準を設け、生産者と直接取り引きするなどしています。

3. 「すぐにできる消費者市民としての行動」

海外の生産者を支援するフェアトレードだけが、持続可能な社会を実現するための行動ではありません。持続可能な消費行動として、身近に国内でも実践できることがあります。

消費者市民社会



関連用語集

用語解説

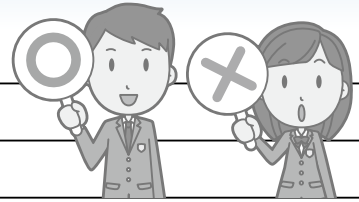
(ワーク本文に出てくる用語の解説です。

※ほかのワークで本文に出てくる場合は、こちらに掲載しています。)

	用語	掲載ワーク	解説
ア	アカウント	5,10	コンピュータやネットワーク上のサービスなどを使用するための権利。アカウント登録時に設定したID(識別番号)・パスワード(秘密の半角英数文字の羅列)でログイン(利用申請)してサービスなどを利用する。住所、氏名、電話番号などの重要な個人情報とその持ち主を結びつけるために必要。
	SNS	3,4,9,10	ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録して利用するウェブサイト上の会員制サービス。ブログなどの日記機能や、メッセージ機能、チャット機能、グループ機能や、利用者同士が交流しながら遊べるソーシャルゲームも普及している。人とのつながりを促進するという目的があるが、一方でアカウントの不正利用、詐欺やウイルス感染などの被害も発生している。また、プライバシー設定が不十分で書き込んだ内容が意に反して拡散するといった危険性もある。インターネット上で公開されていることを念頭に置いて利用することが大切。
サ	自己破産	6	個人が借金を返済することができなくなり、裁判所に申し立て、借金をゼロにする手続き。自分の全財産をお金に換え、各債権者に債権額に応じて分配、清算して、破綻した生活を立て直す。家具などの生活必需品以外についても、破産後の生活に必要な財産を手許に残すことが認められている。
	情報リテラシー	1,3,4,5,8,10	情報を使いこなす能力のこと。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から有意な情報かどうか、悪意のある情報ではないかを判断し、必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりするための基礎的な知識や技能。
ナ	ネット通販詐欺	8	激安ブランド品などをネット通販で申し込み、代金を先に支払ったのに模倣品が届いた、違うものが届いた、商品が送られてこなかったなどの詐欺。連絡先の表示がない、表示された事業者と連絡がつかない、相手が海外の事業者の場合、外国語での交渉が必要など、トラブルの解決が困難な場合が多い。
ハ	不意打ち性	3	訪問販売や電話勧誘販売等において、事業者からの電話で勧誘を受けたり、事業者が自宅に突然訪れて勧誘を受けたりするなど、消費者が商品やサービスについて冷静かつ十分に吟味する時間もなく、適切な判断ができないなどの状況がつけられることを「不意打ち性」が高いという。
	フォロワー	10	TwitterなどのSNSで、特定のユーザーの更新状況を手軽に把握できる機能設定を利用しその人の活動を追っている者のこと。「後に続く者」「追従者」が語源。
	フリーアクセスポイント	10	無料でスマートフォンや、ゲーム機などのIT端末をインターネットにつながることのできる無線LAN(Wi-Fi)に接続するために設置された機器の総称。その機器が設置され、無線LANを利用できる場所を指すこともある。接続するためのIDが不要なので誰でも利用できるが、不用意に利用すると情報を抜き取られるなどの危険性がある。暗号化などのセキュリティ設定がなく、管理者が誰かわからないものもあり、危険を伴う場合がある。
ラ	連帯保証人	6	主債務者と連帯して債務を負うとする特約を付した保証人。債務者と同じ義務を負うため、支払い請求を免れることができない。

参考用語解説（ワーク本文には出てきませんが、指導するうえで参考となる用語の解説です。
※ガイド本文に出てくる場合は「G29」のように記載しています。）

	参考用語	関連ワーク・掲載ガイド	解説
ア	アートメイク	2	人の皮膚に針を用いて色素を注入することにより、化粧をしなくても眉・唇などの色合いを美しく見せようとする施術。日本での営業には医師免許が必要。
カ	仮想通貨	8	仮想通貨とは、「汎用性」と「転々流通性」を備えた、法貨（法律により強制通用力を与えられた通貨）ではない「決済手段」の一類型（資金決済に関する法律）。限られたゲーム内ではしか通用しないゲーム通貨と違い、仮想通貨と電子マネーはある程度の広い商圏で誰もが使用できる（汎用性）。電子マネーは利用者同士でマネーの価値を移転できないが、仮想通貨は世界中のだれにでも送ることができる（高度な転々流通性を備えた通貨）。
タ	デジタルタトゥー	9,10	ウェブ上では、データやログがいったん記録されたら永続的に残り、消すことはできないという意味で用いられる語。入れ墨（タトゥー）を後から消すことが困難であることにたとえた表現。
	転送バイト（荷受代行・荷物転送アルバイト）	4	「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえる」というアルバイトをするために、SNSなどで身分証明書の画像等を送ったところ、知らない間に自分の名義で携帯電話が契約されるという消費者トラブル。携帯電話などの代金や、使用料の支払いを求められる。解約しても高額な違約金の支払いを求められることがある。契約した携帯電話などは、犯罪に使われる可能性もあり、自らが犯罪者と判断されることがある。
ハ	ビッグデータ	5	ICT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積などが可能・容易になる多種多量のデータ。現在では、企業内で管理する顧客データなどが主に商品開発やマーケティングに利用されている。個人情報保護法の改正により「個人情報」に該当しないようデータを加工して「匿名化」することで、個人のプライバシーが保護されたうえで、第三者に提供することも可能となる。
	美容医療	2	外科・皮膚科・内科の3分野があり、専門知識・技術をもつ医師が診察や施術を行う。原則「自由診療」のため、費用は全額自己負担。施術の手法や使用する材料は、医師の裁量によるところが大きい。サービスを受ける医療機関によって、サービスの質に大きな差がある。美容医療サービスの利用者が増えるにしたがい、身体的な危害を受けるなどのトラブルが増加傾向にある。
マ	まつ毛エクステ	2	シルクや化学繊維などの人工毛を専用の接着剤でまつ毛につけ、まつ毛をボリュームアップする手法。人工毛を1本ずつまつ毛につける手法が主流。3～4週間でつけ直すのが一般的。施術するには美容師資格が必要。
	名義貸し	4	報酬を得て自分名義のクレジット契約やスマホなどの購入を行い、他人がそれを使用するなど、自分の名義を他人に貸す行為。名義を貸した人が、支払いなど契約の責任を負う。
ラ	リツイート（RT）	G29	もう一度つぶやくこと。SNSのひとつであるTwitterの機能。ツイート（つぶやき）された内容をもっと広めたい、共感してほしいと考えた際に、そのツイートされた内容を、自分をフォローしている人のタイムラインに表示されるよう拡散すること。
	リボルビング払い（リボ払い）	5	クレジットカード払いにおいて、限度額内であれば利用額や購入した商品数にかかわらず、あらかじめ定めた一定の額（定額）、又は一定の率（定率）で代金を毎月支払う方法。毎月の支払額が平準化される反面、手数料がかかるため支払総額が増えることや、支払いがなかなか終わらないことなどに注意が必要。支払方式は定額方式と定率方式、残高スライド定額リボルビング方式の3タイプがあり、カード会社により方式が違う。



消費者問題クイズ

Q1.	友だちと映画に行く約束をするのは、契約である。
Q2.	コンビニエンスストアでおにぎりを買うのは契約である。
Q3.	ネットショッピングで靴を買ったが、サイズが合わないのでクーリング・オフできる。
Q4.	20歳とウソについて親に内緒で店頭でスマホを契約したが、未成年なので契約を取り消すことができる。
Q5.	スマホのメッセージに記載されていたURLをタップしたら「お申し込みありがとうございます。代金はこちらにお振り込みください」という画面が出た。支払わなければならない。
Q6.	10日前に、一人暮らしの自宅に新聞勧誘員が突然来た。「キャンペーン期間中で安くするのでクーリング・オフできない」と言われて契約した。契約時の条件なので、クーリング・オフできない。
Q7.	いつでも好きな時に受講できるという英会話教室の契約を5万円で5日前にした。希望日に受講できたのは1回だけで、その後は別の日に回された。すでに受講しているがクーリング・オフできる。
Q8.	SNSのアカウントは、友だちにわかりやすいように名前と生年月日で設定している。
Q9.	日本国内のフリーアクセスポイントはすべて安全である。
Q10.	現在、インターネットサイトにログインする際のパスワードに「123456」や「password」を使っている。

消費者問題クイズ解答

Q1. ×	契約は法律に基づく約束で、友だちと映画に行く約束は契約ではありません。契約は、売り手と買い手の意思の一致により、それが口頭であっても成立します。
Q2. ○	「コンビニエンスストアでの買い物」、「バスに乗る」、「塾に通う」などはすべて契約です。私たちは毎日のように商品・サービスを購入しているので、日常的に契約をしていることになります。
Q3. ×	ネットショッピングやテレビショッピング、カタログ通販など通信販売による買い物はクーリング・オフできません。通信販売では、返品ルールに従います。返品ルールが書かれていなければ、商品が届いてから8日間は送料消費者負担で返品できます。
Q4. ×	20歳未満の未成年者が契約を行うには、親などの同意が必要です。同意のない契約は取り消すことができます。しかし、20歳以上と自らウソをついて契約をした場合は取り消すことができません。
Q5. ×	身に覚えのない料金の請求は支払う必要がありません。無視しましょう。個人情報が悪用されることを防止するためにも、請求に驚いてあわてて連絡を取らないようにしましょう。
Q6. ×	訪問販売で契約した場合、クーリング・オフできます。また、「クーリング・オフできない」などと言われた場合は8日間のクーリング・オフ期間が過ぎても適用できます。あきらめないようにしましょう。
Q7. ○	5万円以上の英会話教室の契約は、クーリング・オフできます。8日間のクーリング・オフ期間であれば、サービスを受けていても消費者は金銭の負担なく契約を解除できます。違約金なども支払う必要はありません。
Q8. ×	SNSアカウントやメールアドレスはなりすまし被害や個人情報漏えいを防ぐために複雑なものにし、名前や誕生日を使うことはやめましょう。
Q9. ×	フリーアクセスポイントでのインターネットの利用は、セキュリティ設定がなく端末内の住所録や写真、ショッピング履歴などあらゆるデータが漏れる危険があります。利用する場合は、ログインの必要がない利用にとどめましょう。
Q10. ×	インターネット上でもっともよく使われるパスワードは「123456」「password」です。アカウント乗っ取りの被害にあいやすいので、数字やアルファベットの並びが複雑なものにして、複数サイトで同じパスワードを使わないことなどを心がけましょう。

大阪府内の消費生活相談窓口

2016年10月1日現在

大阪府消費生活センター	(06)6616-0888	月～金 9:00～17:00
大阪市消費者センター	(06)6614-0999	毎日・祝日 10:00～17:00
堺市立消費生活センター	(072)221-7146	月～金 9:00～17:00
岸和田市立消費生活センター	(072)439-5281	月～金 9:30～12:00 12:45～16:30
豊中市立生活情報センターくらしかん	(06)6858-5070	月～金 9:00～17:00
吹田市立消費生活センター	(06)6319-1000	月～金 9:00～17:00
泉大津市消費生活センター	(0725)33-1131	月～金 13:00～16:00
高槻市立消費生活センター	(072)682-0999	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
貝塚市消費者生活センター	(072)433-7190	月～金 10:00～12:00 13:00～16:30
守口市消費生活センター	(06)6998-3600	月～金 9:30～16:30
枚方市立消費生活センター	(072)844-2431	月～金 9:30～16:30
茨木市消費生活センター	(072)624-1999	月～金 9:00～16:30 第2・4土 9:00～12:00
八尾市産業政策課消費生活係	(072)924-8531	月～金 9:00～17:00
八尾市立くらし学習館	(072)922-6185	月～金 10:00～15:00 土10:00～12:00
泉佐野市消費生活センター	(072)469-2240	月～金 9:00～16:30
寝屋川市立消費生活センター	(072)828-0397	月～土 9:00～12:00 13:00～16:00
河内長野市消費生活センター	(0721)56-0700	月～金 10:00～16:00
松原市消費生活センター	(072)337-3080	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00
大東市消費生活センター	(072)870-0492	月～金 9:00～17:00
和泉市消費生活センター	(0725)47-1331	月～金 9:00～17:15
箕面市立消費生活センター	(072)722-0999	月・火・水・金・土 9:00～16:00
羽曳野市消費生活センター	(072)947-3715	月・水・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00
門真市消費生活センター	(06)6902-7249	月～金 9:30～12:00 12:45～16:30
摂津市消費生活相談ルーム	(06)6383-2666	月～金 9:00～16:30
高石市消費生活センター	(072)267-5501	月～金 9:00～12:00 12:45～16:45
藤井寺市消費生活センター	(072)939-1320	月～金 10:00～12:00 12:45～16:00
東大阪市立消費生活センター	(072)965-0102	月～金 9:30～16:00
泉南市消費生活センター	(072)483-8191	月～金 13:00～16:00
四條畷市消費生活センター	(072)877-2121	月・火・水・金 10:00～16:00
交野市消費生活センター	(072)891-5003	月～金 9:30～12:00 12:45～16:00
大阪狭山市消費生活センター	(072)366-2400	月～金 10:00～16:00
富田林市消費生活センター 太子町・河南町・千早赤阪村	(0721)25-1000	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
柏原市にぎわい都市創造部産業振興課	(072)972-1554	木・第5木がない時は第1月(要予約) 10:30～16:00
阪南市市民部商工労働観光課	(072)471-5678	月・水・金 13:00～16:00
島本町都市創造部にぎわい創造課 ふれあいセンター(来所相談)	(075)963-2180	月・水・金 10:00～12:00
豊能町建設環境部農林商工課	(072)739-0001	月・水・木・金 9:00～17:00
能勢町環境創造部地域振興課	(072)734-3976	月～金 9:00～17:00
忠岡町産業まちづくり部産業振興課	(0725)22-1122	火・金 13:00～16:00
熊取町消費生活センター	(072)452-6085	月～金 13:00～17:00
田尻町事業部産業振興課	(072)466-5008	月・木 10:00～12:00 13:00～15:00
岬町都市整備部産業振興課産業振興係	(072)492-2749	第2金(要予約) 13:00～16:00

祝日(大阪市除く)・年末年始は相談を受け付けていません。

土曜日と日曜日の相談窓口

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会	(06)4790-8110	土 10:00～12:00 13:00～16:00
公益社団法人 全国消費生活相談員協会	(06)6203-7650	日 10:00～12:00 13:00～16:00

年末年始は相談を受け付けていません。

消費者ホットライン ☎ 188 番 (局番なし) お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

参考教材一覧

教材名	商品の安全	生活の管理と契約		情報とメディア	消費者市民 社会の構築	発行・改訂年	形態	制作	URL	備考
		生活の管理と契約	生活の設計・管理							
おっと！落とし穴	●	●	●	●	●	平成 27 年度	冊子 (A4 判 28 ページ)、PDF、Web サイト	岐阜県環境生活部 県民生活相談センター	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/shohiseikatsu-sodan/11266/index_18099.html	
実践消費者市民になるための 5 つのステップ	●	●	●	●	●	平成 24 年度	冊子 (A4 判 22 ページ)	岸和田市立 消費生活センター		
消費者アクションゲーム	●	●	●	●	●	平成 27 年度	すごろく (A2 版、カード を含む)	公益財団法人消費者 教育支援センター	http://www.consumer-education.jp/publication/index.html	
消費者市民社会をつくる～中学校・高等学校に おける消費者教育のために～	●	●	●	●	●	平成 27 年度	PDF	山梨県民生活センター	https://www.pref.yamanashi.jp/kenminskt-c/shohi/juniorhighschoolkyozai.html	平成 27 年度消費者教育教材 資料表彰優秀賞
悪質商法対策ゲームII	●	●	●	●	●	平成 28 年度	すごろく (A2 版、カード等 含む)	公益財団法人消費者 教育支援センター	http://www.consumer-education.jp/publication/index.html	
スマートフォン みんなが作る消費者 市民社会	●				●	平成 25 年度	冊子 (B5 判 18 ページ)、 冊子 (B5 判 20 ページ)、 ワークシート (B5 版4ペー ジ)、 DVD (製品事故再現実験映 像)	公益社団法人日本消費 生活アドバイザー・コン サルタント・相談員協会	http://nacs.or.jp/kyoiku/sakusei_text/	平成 26 年度消費者教育教材 資料表彰特別賞
知っていますか?自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～	●					平成 28 年度	冊子 (A4 判 8 ページ)、 PDF	一般社団法人日本損害 保険協会	http://www.sonpo.or.jp/	企業・業界団体を対象とした 消費者教育教材資料表彰 (第 9 回) 最優秀賞
仙台市消費者教育教材サイト [伊達学園]		●	●	●	●	平成 26 年度	Web サイト	仙台市消費生活センター	http://dategakuen.com/high/	
教えてヤマドリさん!		●	●	●	●	平成 25 年度	DVD	群馬県生活文化ススポー ツ部消費生活課	http://www.pref.gunma.jp/05/c0900344.html	平成 26 年度消費者教育教材 資料表彰優秀賞
インターネットの危ない世界 PART2 ～スマートフォン・タブレット編～		●	●	●	●	平成 25 年度 平成 26 年度	Web サイト DVD	神奈川県民局 くらし県民部消費生活課	http://www.pref.kanagawa.jp/cnr/f370216/	平成 26 年度消費者教育教 材資料表彰優秀賞
インターネットはいろいろなるトラブルともつな がっている		●	●	●	●	平成 24 年度	DVD、Web サイト	大阪府消費生活センター	http://www.nethigai.jp/index.html#/top	
よく分かる！クレジットの正しい使い方 くれっと入門 (生徒用) 先生のためのクレジット教育実践の手引き (先 生用)		●	●	●	●	平成 27 年度	冊子 (A4判20ページ)、PDF 冊子 (A4判52ページ)、PDF	一般社団法人 日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/education/school/provide.html	
ピギナーズのためのファイナンス入門		●	●	●	●	平成 27 年度	冊子 (A5 版 100 ページ) Web サイト	金融広報中央委員会	http://www.shiruporuto.jp/teach/yomu/finance/	
クレジットワークブック 生徒用 先生用		●	●	●	●	平成 27 年度	冊子 (A4 判 20 ページ)、 PDF 冊子 (A4 判 36 ページ)、 PDF	一般社団法人 日本クレジット協会	http://www.j-credit.or.jp/education/school/provide.html	
「なのの消費生活ものがたり」		●	●	●	●	平成 24 年度	Web サイト	愛媛県民環境部 消費生活センター	https://www.pref.ehime.jp/ecc/dougachannel/nanamonogatari.html	行政を対象とした消費者教 育教材資料表彰 (第 6 回) 優秀賞

知的障がい者等金銭管理テキストブックやリクリ上手になろう！～かしてこいお金のつかい方～										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://www.pref.iwate.jp/shouhiseikatsu/kehatsu/034890.html
リーガル☆レッスン！～民法と契約の基礎を学ぶ～										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabita/kyouzai/main/039.html
高校生向け Web 版消費者教育読本 もしも未来が見えたら～いつかデジタルカードを使おう！～										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/kyoiku/web/kou03/
きみはリッチ？～多重債務に陥らないために～ (教材) (指導書)											http://www.shiruporuto.jp/teach/yomu/rich/ http://www.shiruporuto.jp/teach/school/richedu/
ネットのリスク、本当に理解していますか？ 消費者教育サポートブック (指導用解説書) JUMP UP “消費者力” を身につけよう!! 高校生が作成した 「高校生向けの悪質商法被害防止教材」 知っておきたい！お金の話 社会人なら当たり前に！簡単チェック										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouhi-tvdlist.html http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370218/ http://www.nagano-shohi.net/news/2014/03/post-232.html http://www.zenginkyo.or.jp/education/free-publication/pamph/ps/
生活設計・マネープランゲーム										企業・業界団体などを対象とした消費者教育教材資料表彰 (第 9 回) 優秀賞	http://www.zenginkyo.or.jp/education/material/moneyplan/
スマホ・ケータイ安全教室 ポイントブック (応用編)										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual_download/
みんなで考えよう、ケータイスマートフォン 書き込む前にまず知ろう 事例に学ぶ情報モラル (中高生版)、手引書										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://ace-npo.org/info/kangaeyou/kyouzai/kangaeyou4.html http://corp.gree.net/jp/ja/csr/statement/internet-society/educational-activity/teaching-materials/
はじめようあなたから地球のためのエンカルライフ テキスト 手引書 付属教材										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://nacs.or.jp/kyoiku/sakusei_text/
映画「バレンタイン〜僕」学校教育用 DVD キミの“行動”が社会を変える										平成 27 年度 資料表彰優秀賞	http://acejapan.org/campaign/15th/ http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370218/
エンカルアクションガイドブック 「私たちの行動が未来をつくる めざせ！消費者市民」											http://www.consumer-education.jp/publication/index.html
映像教材「知り・考える消費者市民社会」 DVD・指導マニュアル・実習ノート										平成 26 年度 資料表彰優秀賞	http://www.shizuoka-shohi.jp/civil_society/video.html

※備考欄は (公財) 消費者教育支援センターの「消費者教育教材資料表彰」受賞について記載。

大阪府 消費者教育の取組に関するイメージマップ (ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方) 2016年3月31日

	小学生期			中学生期	高校生期	成人期		
	低学年	中学年	高学年			大学・専門学校、若者	成人一般	特に高齢者
商品の安全	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を養い、好奇心を育む時期	様々な体験を通じて、課題を発見し、調べ学習、計画を立てることができ、感性を養う時期	社会のルールにのっとった消費者行動ができるよう、自らを身に付けることにも、行動・実践を通じて社会へ働きかける力を養う時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を通じた生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し、自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生の豊富な経験や知識を、消費者市民社会構築に生かす時期
	安全の理解・危険の回避	安全、危険に気づくこと	物の安全な使い方を知らう	物の安全に使うこと ・トラブル発生時の対応を知らう	消費者の権利と責任を理解し、トラブルの予防方法、対処方法を身に付けよう	・トラブル解決に関する法律制度、相談機関を利用しよう	安全で危険の少ない消費生活の実践しよう	安全で危険の少ない消費生活の実践しよう
生活の管理と契約	ルールや約束、契約の理解・選択	ルールや約束を守り、物やお金を大切に使うこと	・ルールや約束を守り、物やお金を大切に使うこと ・よく考えて行動し、節度のある生活をしよう	・契約の仕組みを理解しよう ・消費者としての権利・責任を理解し、権利を大切にすることにも、ルールを守った行動を実践しよう。	・契約制度、金融制度、経済の仕組みを知ろう (社会の構造を知る)	・契約の内容を理解した上で、契約等を行うこと ・他人に迷惑をかけることのないよう、適正な契約を選択しよう (マルチ商法等の勧誘には乗らない)	・自立した適正な契約を実践しよう	・自立した適正な契約を実践しよう
	生活の設計・管理	欲しいものがあったときは、よく考え、時には我慢することを覚えよう	・物や金銭の計画的な使い方を考えるようにしよう	・計画的な買い物や貯金を実践しよう ・自らの買い物等の消費行動を振り返り、よりよい行動を考えてみよう。	・生涯を通じた生活設計を考えよう	・生涯を通じた計画的な生活を実践しよう	・社会の変化等に対応しつつ生涯を見通した計画的な生活を実践していきよう	・支え合いながら、生活環境の変化に対応し、生活を管理していきよう
情報とメディア	身の回りの様々な情報に気づくこと	消費生活に関する情報に関心をもち、情報の大切さを知ろう ・身近な人と進んで交流しよう	・社会的な情報化の進展に関心を持ち、 ・正しい情報もあろう ・評価や選択の方法を学ぼう	・情報モラルを認識し、情報を取捨選択する力を身に付けよう ・自他の個人情報適切に管理しよう	・情報社会の特質やその社会への影響について考え、 ・適切な情報利用の習慣を身に付けよう	・情報社会のルールやモラルを守るとともに、情報を主体的に活用する習慣を身に付けよう ・情報の収集・発信は、適法に行おう (違法ダウンロード、アクセス、個人情報の漏れ等には注意)	・情報社会のルールやモラルが守られる社会をつくらう	・支え合いながら、情報により注意して選択し、安全な対応を心がけよう
	消費が持つ影響力の理解	・買い物や物に関心を持つこと	・地域の産業や消費生活の状況、良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解しよう	・消費生活に関する問題に関心を持つこと	・生産、流通、消費・廃棄が、環境や社会に与える影響を理解しよう	・持続可能な社会を目指すこと ・消費生活が与える影響を、地球規模で考え、地球にやさしい消費生活を実践しよう	・消費者市民社会の抱い手として、自らも消費者市民社会の考え方を広げていきよう	・消費行動が環境、経済、社会に与える影響と持続可能な社会実現の重要性、取組を次世代に伝えよう
消費者市民社会の構築	物や物に関心を持つこと	・自分の生活に関心を持つこと ・自分や家族を大切にしよう	・地域の産業や消費生活の状況、良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解しよう	・消費生活が与える影響を、地球規模で考え、地球にやさしい消費生活を実践しよう	・国内だけでなく国際的な視点から持続可能な消費をめざした行動を考えよう	・持続可能な社会を常に意識した消費行動やライフスタイルに取り組みよう	・持続可能な社会を常に意識した消費行動やライフスタイルに取り組みよう	・様々な協働を実践し、伝承していきよう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを理解しよう	・地域社会の一員としての自覚を持つようしよう	・課題解決や公正な社会形成について理解しよう	・身近な消費に関わる問題の解決に向け参画・協働の意義を理解しよう	・社会的課題を解決し、消費者市民社会の実現に取り組もう	・消費者市民社会の抱い手として、参画・協働を実践し、社会的課題を解決していきよう	【地域】【家庭】
教育の場	【家庭】【幼稚園・保育園】 【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【学校】【家庭】【地域】	【大学等】【家庭】 【地域】	【地域】【家庭】	【地域】

※本マップに記載した「ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方」はイメージの例示であり、消費者教育を進めるに当たって参考とするものである。



消費者教育推進大使 大阪府広報担当副知事 もずやん

めざそう! 消費者市民

身近な事例で学ぶ!

高校生向け消費者教育教材

～授業ですぐ使えるワークシート付き～

発行 大阪府府民文化部消費生活センター【平成29(2017)年2月】
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階
電話 06(6612)7500 FAX 06(6612)0090

教材作成検討会 大阪府教育庁教育振興室高等学校課
” 私学課
” 教育センター
大阪府府民文化部消費生活センター

監修 大阪教育大学教授 鈴木真由子
制作委託 (公財)関西消費者協会

無断転載を禁じます

リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。